

令和 5 年度提出の定期報告書及び 中長期計画書の作成について

令和 5 年 6 月 1 日
中部経済産業局 エネルギー対策課

1. 定期報告書・中長期計画書の作成・提出

2. 定期報告書作成のポイント

- ・ 特定表作成のポイント
- ・ 指定表作成のポイント

3. 中長期計画書作成のポイント

1. 定期報告書・中長期計画書の作成・提出

2. 定期報告書作成のポイント

- ・ 特定表作成のポイント
- ・ 指定表作成のポイント

3. 中長期計画書作成のポイント

2023年度提出の定期報告書及び中長期計画書について

- 改正省エネ法に基づく定期報告書及び中長期計画書は、下記のとおり提出する年度が異なります。
- 2023 年度は「旧省エネ法に基づく定期報告書」及び「改正省エネ法に基づく中長期計画書」を提出いただきますようお願いいたします。

2023 年度提出

定期報告書 ⇒ [旧省エネ法]

中長期計画書 ⇒ [改正省エネ法]

※2023 年度の中長期計画書は、提出免除の措置を受けている場合も含め、全事業者、提出が必要です。

2024 年度提出

定期報告書 ⇒ [改正省エネ法]

中長期計画書 ⇒ [改正省エネ法]

定期報告書作成支援ツール（2023年度提出用）について

- 資源エネルギー庁HP内の「省エネポータルサイト」に、定期報告書の作成支援ツールとして、アプリ版とExcel版を用意しています。
- ツールで作成したXML形式のデータをEEGSにインポートしてオンラインでの提出が可能です。

定期報告書作成支援ツール掲載ページ

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/

アプリ版（推奨）

- ・特定事業者用の特定表と、エネルギー管理指定工場用の指定表を一緒に作成することが出来ます。
- ・作成したデータを次年度のツールに引き継ぐ事が出来ます。
- ・自動計算範囲が広く、作成に便利です。
- ・提出前に入力漏れ、誤入力の確認ができます。

Excel版

- ・特定表のツールと指定表のツールがあります。
- ・特定-第3表及び第12表の事業分類ごとのエネルギー使用量及びCO2排出量は、事前に計算した数値を手入力する必要があります。

省エネポータルサイト

事業者向け省エネ

政策関連

定期報告書作成支援ツール（アプリ版）【推奨】

→ [支援ツール（アプリ版）申し込み](#)

※認定管理統括事業者は前年度データの取り込みができませんので、現在改修を行っております。

※ベンチマークの業種について、現在「石炭火力電力供給業」の選択ができません。こちらも改修を行っておりますので、該当の業種の方におかれましてはもう少しお待ち頂ければと思います。

→ [導入マニュアル（PDF形式）](#)

→ [操作マニュアル（簡易版）（PDF形式）](#)

→ [操作マニュアル（PDF形式）](#)

→ [操作説明動画（YouTube）](#)

定期報告書作成支援ツール（エクセル版）

→ [支援ツール（エクセル版）申し込み](#)

※ベンチマークの業種について、現在「石炭火力電力供給業」の選択ができません。改修を行っておりますので、該当の業種の方におかれましてはもう少しお待ち頂ければと思います。

→ ["認定管理統括事業者"用ツールの申し込み](#)

→ [特定表Excel操作マニュアル（PDF形式）](#)

→ [指定表Excel操作マニュアル（PDF形式）](#)

支援ツールは必ず最新版をダウンロードしてご使用ください。（不具合により定期報告書がうまく提出できない場合があります。）

オンラインでの提出について

- 令和4年度報告より、web上で定期報告の作成と提出を一体的に行う、新しい電子報告システム「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS：イーグス）」による定期報告書の作成と提出が可能となりました。定期報告書の提出に当たっては、可能な限りEEGSによるオンライン提出をお願いしております。
- その他、支援ツール等で作成した報告書ファイル（XML形式）をe-Govサイトにアップロードして提出することも可能です。

EEGS : <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

e-Gov : <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

開始方法

オンライン提出の開始に当たっては、事前にID、パスワードの取得が必要です。初回のみ「電子情報処理組織使用届（様式第43）」を所管の経済産業局にご提出ください。各経済産業局にて受理後、折り返し「EEGS」用のアクセスキー及び「e-Gov」用のID・パスワード等をお知らせします。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/

オンラインでの提出のメリットの例

令和4年度補正予算省エネ補助金公募要領（抜粋）（出典：SIIホームページ）

以下項目に該当する場合には追加の評価を行う。

・ 特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者における令和5年度定期報告書（令和4年度実績）について、令和5年6月30日（金）までに「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS：イーグス）」（以下「EEGS」という）上で定期報告書を作成・提出した者又は資源エネルギー庁のホームページよりダウンロードした定期報告書作成支援ツールから出力されるxml形式のファイルを、「EEGS」又は「e-Gov」を通じて提出した者

定期報告書・中長期計画書の提出期限、提出先及び提出部数

- 定期報告書・中長期計画書の提出期限、提出先及び提出部数は以下の通りです。

- ・ 提出期限：（特定荷主） 2023年6月30日（金）
（特定事業者） 2023年7月31日（月）
- ・ 提出先：主務大臣（経済産業大臣及び当該事業者が行う全ての工場等に係る事業を所管する大臣）
※経済産業大臣への提出については、事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長宛で。
※主たる事務所が複数あり、その所在地を管轄する経済産業局が異なる場合は、資源エネルギー 庁省エネルギー課までご相談ください。
- ・ 提出部数：紙提出の場合：各機関へ一部ずつ提出
電子報告システムでの提出の場合：提出先を複数選択することで自動的に提出されます。

紙提出の場合の送付先

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

※他省庁宛の届出は、それぞれの省庁に提出して下さい。

1. 定期報告書・中長期計画書の作成・提出

2. 定期報告書作成のポイント

- ・ 特定表作成のポイント
- ・ 指定表作成のポイント

3. 中長期計画書作成のポイント

事業者の報告範囲

- 定期報告書は、特定表、認定表、指定表から成り立っています。
- それぞれ、事業者単位（認定管理統括事業者の場合は、認定を受けたグループ単位）の報告を行う特定表、認定管理統括事業者が事業者単位の報告を行う認定表、指定工場等単位の報告を行う指定表と報告範囲が分かれています。
- 事業者の事業形態や「認定管理統括事業者の認定制度」の認定の取得の有無によって、報告範囲が異なります。認定表は、認定管理統括事業者以外は、提出不要です。詳しくは、下記の表をご参照ください。

	特定表	認定表	指定表
特定事業者／特定連鎖化事業者	○	×	○
認定管理統括事業者	○ (グループ単位)	○ (事業者単位)	○
管理関係事業者	×	○ (事業者単位)	○

指定工場等に指定された工場等をお持ちの事業者は、特定表に加え指定工場等単位の指定表の提出が必要です。また、特定第11表に記入された未指定工場等も指定表の提出が必要ですので、忘れずに添付してください。（指定されていない年間のエネルギー使用量が1500kLを下回る工場等については、指定表の提出は不要です。）

特定表・指定表の報告範囲

- 特定表に算入する範囲は、設置する全ての工場・事業場となります。
- 1,500 kl未満の工場・営業所・支店等のエネルギーも特定表に算入する必要がありますので、ご注意ください。

例 A 株式会社



本社ビル：1,000kl



東海工場：3,500kl
≥ 3,000kl

※工場として3,000kl以上の
使用量があるため、
第1種エネルギー管理指定工場
として指定を受けている



北陸工場：2,500kl
≥ 1,500kl

※工場として1,500kl以上の
使用量があるため、
第2種エネルギー管理指定工場
として指定を受けている



工場：1,000kl



営業所：200kl



支店：100kl

特定表（事業者全体で1つ提出）

1,000 + 3,500 + 2,500 + 1,000 + 200
+ 100 = 計8,300kl の報告

指定表（今回の例では2つ提出）

※1,500kl以上エネルギー使用量のある事業所分提出

①東海工場分…3,500kl

②北陸工場分…2,500kl

特定11表に記載の工場等（今
回の報告で1500kl/年となった工
場等）も指定工場と同様に作
成・添付が必要

1. 定期報告書・中長期計画書の作成・提出

2. 定期報告書作成のポイント

- ・ 特定表作成のポイント
- ・ 指定表作成のポイント

3. 中長期計画書作成のポイント

特定－第1表 事業者の名称等

● 特定－第1表には事業者の名称等の情報を記入します。

- ① 特定事業者番号（当初、経済産業局から通知した番号（7桁））を記入。
- ② 特定排出者番号（9桁）を記入。
（参考：特定排出者コード検索）
<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>
- ③ 事業者の名称（表紙の法人名に同じ）を記載。
- ④ 実際に本社として機能している事業所の所在地、を記入。
- ⑤ 細分類番号は、日本標準産業分類における細分類番号を記載。**主たる事業はその細分類番号名称**を記載。
（参考：総務省HP）
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html
- ⑥ 選任されているエネルギー管理統括者の職名・氏名を記入。
- ⑦ 選任されているエネルギー管理企画推進者の職名・氏名・免状番号又は講習修了番号・勤務地・連絡先を記入。
- ※選任期限が到達しておらず、未選任の場合には、作成実務者名等を記入。氏名の後ろに「（作成実務者）」と追記。また、番号欄には「選任中」と記載。
- ⑧ 勤務先の代表番号ではなく、該当者に直接連絡がとれる電話番号を記入。
- ⑨ 前回の報告から変更が有る場合には、変更前の事業者の名称・所在地を記入。所在地が経済産業局の管轄を超えて変更した場合や、合併などの名称変更の場合については、提出前に相談。（新規の事業者は記載不要、**変更のない事業者は 無に○を付ける**）

エネルギー管理統括者等の選解任届が未提出のケースが発生していますので注意してください。

電子申請で、住所の県名が重複して記載される誤りがよく発生していますので注意してください。

事業者単位の報告	
特定－第1表 事業者の名称等	
特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号	① ○○○○○○
特定排出者番号	② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
事業者の名称	③ ○○○○株式会社
主たる事務所の所在地	④ 〒○○○-○○○ ○○県○○市○○ ○-○
主たる事業	○○○○業
細分類番号	⑤ ○ ○ ○ ○
エネルギー管理統括者 職名・氏名	⑥ 職名 常務取締役 氏名 ○○ ○○
エネルギー管理企画推進者 職名・氏名・勤務地・連絡先	⑦ 職名 ○○部○○課 氏名 ○○ ○○ エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 *-*-*-*-* 勤務地 〒○○○-○○○ ○○県○○市○○ ○-○ ⑧ 電話 (○○○ -○○○ -○○○○) FAX (○○○ -○○○ -○○○○) メールアドレス ***@****.co.jp
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有の場合	⑨ 有・無
変更前の事業者の名称	：
変更前の事業者の所在地	：〒

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等

報告対象年度（エネルギーを使用した年度）は2022年度

2019年提出分より「連携省エネを加味した使用量」の欄が追加されています
連携していない場合は、記入は不要です

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等
1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		換算係数		連携省エネを加味した使用量	
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ
原油(コンデンセートを除く。)	kl										
原油のうちコンデンセート (NGL)	kl										
揮発油	kl										
ナフサ	kl										
灯油	kl	19	697								
軽油	kl	1	38								
A重油	kl	243	9,501								
B・C重油	kl										
石油アスファルト	t										
石油コークス	t										
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	10	511								
	石油系炭化水素ガス										
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)										
	その他可燃性天然ガス										
石炭	原料炭										
	一般炭										
	無煙炭										
石炭コークス	t										
コールタール	t										
コークス炉ガス	千m³										
高炉ガス	千m³										
転炉ガス	千m³										
その他の燃料	都市ガス	5,833	262,485								
	()										
産業用蒸気	GJ	601	613								
産業用以外の蒸気	GJ										
温水	GJ										
冷水	GJ										
小計	GJ		273,845								
電気事業者	昼間買電	千kWh	41,030	409,069							
	夏期・冬期における電気需要平準化用買電	千kWh ()	(24,500)	(244,265)							
	夜間買電	千kWh	13,399	124,343							
	上記以外の買電	千kWh	486	4,743							
	自家発電	千kWh									
その他	千kWh										
小計	千kWh	54,915	538,155								
合計GJ			812,000								533,412
原油換算kl		㊟-1	20,950								
前年度原油換算kl			22,622								
対前年度比 (%)			92.6								

「数値」の欄は、1年度間の使用量について、各工場等のエネルギー使用量を合算し、原則小数点以下第1位を四捨五入して整数値で記入して下さい

使用量が極めて少ないため、小数点以下第1位を四捨五入することによって「0」となった場合又は使用していないエネルギーについては、原則、使用量の数値及び熱量GJの欄を「空欄」として下さい（「0」、「-」や斜線等は記入しないで下さい）

「前年度原油換算kl」を記入して下さい。
（指定-第2表も同様）
今年が初提出で記入できない場合は「-」を記入して下さい

「対前年度比 (%) 小数第1位迄」を記入して下さい（指定第2表も同様）
今年が初提出で記入できない場合は「-」を記入して下さい

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。
「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等

● 今年度提出分まで昼間買電（夏期・冬期における電気需要平準化時間帯）・夜間買電の報告が必要です。

1

電気事業者から買電した電気量（昼間買電・夜間買電）

「昼間買電」及び「夜間買電」とは

一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、運用する電線網を介して供給を受ける電気の昼夜別使用量のこと

昼間買電	8時から22時
夜間買電	22時から翌日8時

2

電気事業者から買電した電気需要平準化時間帯の電気量

「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」とは

夏期（7月1日から9月30日）及び冬期（12月1日から3月31日）の8時から22時までのこと
→したがって、当該項目には、

昼間買電と夜間買電のバランスが明らかに悪い事業者があります。ご注意ください。

「昼間買電」のうち、夏期（7月～9月）及び冬期（12月～3月）の使用量を記入して下さい

- ※ 電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測しての把握ができない場合は、電力会社から提供される検針票の力率測定用の有効電力量を報告して下さい
- ※ 検針票を用いても把握できない場合は、夏期（7月～9月）及び冬期（12月～3月）の全ての昼夜間買電量を報告して下さい

（注）夏期・冬期における電気需要平準化時間帯は、昼間買電の内数です
「電気」の小計で重複計上しないで下さい

特定-第2表

電 気	高炉ガス		千m ³				
	転炉ガス		千m ³				
	その他の	都市ガス	千m ³	5,833	261,318		
	蒸気		GJ	601	613		
	温水		GJ				
	冷水		GJ				
	小計		GJ		273,234		
	電 気 事 業 者	昼間買電	千kWh	41,030	409,069		
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	(24,500)	(244,265)		
		夜間買電	千kWh	13,338	123,777		
	そ の 他	上記以外の買電	千kWh				
		自家発電	千kWh	70		30	293
		小計	千kWh	54,365	532,846	30	293
	合 計 GJ				810,823		293
	原油換算 kl				⑤ 20,919		⑧ 8
	前年度原油換算 kl				21,173		
	対前年度比 (%)				98.8		

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等

- 電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測して把握できない場合は、電力会社から提供される検針票の力率測定用の有効電力量の値を報告して下さい。

検針票の例
(高圧)
中部電力(株)ホーム
ページから

有効電力量＝
8～22時の買電量
(※沖縄電力は9～23
時)

毎度お引立ていただきありがとうございます。

お客様番号 0001111223344 01

中電 太郎様

電気ご使用量のお知らせ

ご契約種別 高圧業務用電力
ご契約容量 300kW 力率 100%

平成XX年 5月分	検針月日 5月 1日(計量日 5月1日) ご使用期間 4月 1日～ 4月30日 ご使用日数 30日間	ご使用量 39,000kWh	平日 25,000kWh 休日 14,000kWh
--------------	--	-------------------	------------------------------------

当月の最大需要電力 245kW (最大需要指示数 24.51)
前月までの最大電力 300kW (平成XX年 3月)

(計器番号) (123)	平日その他季 (123)	平日夏季 (123)	休日その他季 (123)
当月指示数	15273.5	8010.1	7862.3
前月指示数	12773.5	8010.1	6462.3
乗 率	x10	x10	x10
差引使用量	25,000	0	14,000

(123)	休日夏季 (123)	有効電力量 (123)	無効電力量 (123)
当月指示数	5197.4	31811.6	147.3
前月指示数	5197.4	28711.6	147.3
乗 率	x10	x10	x10
差引使用量	0	31,000	0

中部電力株式会社 〇〇営業所
TEL 0120-XXX-XXX
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

検針員 中電 花子

電力会社の検針票等に『(力率測定用)有効電力量』という欄がある場合には、これが省エネ法の昼間買電に該当。夜間買電は、全使用電力量から力率測定用有効電力量を引いて算出。

- 高圧電力、季時別などの契約は、

$$\text{昼間買電} = \text{力率測定用有効電力量}$$

$$\text{夜間買電} = \text{全使用電力量} - (\text{力率測定用有効電力量})$$
 で計算する。
- 従量電灯、低圧電力などの契約の場合で、力率用有効電力量が分からない時は、全て昼間買電として計算してもよい。
 ※検針票の様式等については各電力会社によって異なります。詳細は各電力会社にご確認下さい。

- 電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測できず、かつ電力会社から提供される検針票を用いても把握できない場合：
 夏期(7～9月)及び冬期(12月～3月)の全ての昼夜間買電量を、電気需要平準化時間帯の買電量として報告して下さい。

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等

● 今年度提出分までの自家発電等における販売した副生エネルギーの扱いは以下の通りです。

- ① 「販売した副生エネルギーの量」の欄には、副生エネルギーを他社（関連会社、子会社等を含む）に販売した場合に記入
熱供給事業法上の熱供給業者に該当し、熱供給事業を行う事業所として登録を受けている工場等において、生産された熱は副生したエネルギーとはいえないため、「副生エネルギー」には含めません。
同様に、電気事業法上の発電事業者に該当し、発電事業を行う事業所として届け出ている工場等において、生産された電気は、副生したエネルギーとはいえないため、「副生エネルギー」には含めません。
- ② 自家発電のために使用した燃料の使用量を含めて記入

- ④ 他社に販売した電気の量は、「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入
※非化石燃料を併用した自家発電の場合、「販売した副生エネルギー量」の欄に記入する量は発電電力量のうち、化石燃料による寄与分を適切な方法で算出し、記入して下さい

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	2022 年度		1		
			使用量		販売した副生エネルギーの量		
			数値	熱量 GJ			
燃 料	原油（コンデンセートを除く）	k l					
	原油のうちコンデンセート（NGL）	k l					
	揮発油	k l	19	697			
	ナフサ	k l	1	38			
	灯油	k l	243	9,501			
	軽油	k l					
	A重油	k l					
	B・C重油	k l					
	石油アスファルト	t					
	石油コークス	t					
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t				
		石油系炭化水素ガス	千m³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t				
		その他可燃性	千m³				

電 気	コークス炉ガス	千m³						
		高炉ガス	千m³					
		転炉ガス	千m³					
		その他の燃料	都市ガス（ ）	5,833	261,318			
	産業用蒸気	GJ	601	613				
		産業用以外の蒸気	GJ					
		温水	GJ					
		冷水	GJ					
	小計	GJ		273,234				
		電気事業者	昼間買電	千kWh	41,030	409,069		
			夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	（ ）	（ ）		
			夜間買電	千kWh	13,338	123,777		
	上記以外の買電		千kWh					
	その他	自家発電	千kWh	70	※	30	293	
小計		千kWh	54,854	537,589	30	293		
合 計 GJ				810,823		293		
原油換算 k l			⑤	20,919		① 8		
前年度原油換算 k l				21,173				
対前年度比（％）				98.8				

自家発電により100千kWh発電
70千kWhを自家消費し、
30千kWhを外販した場合

4

（例）都市ガスを使用して
自家発電により100千kWh発電し、
70千kWhを自家消費し、
30千kWhを外販した場合

特定－第3表 エネルギー消費原単位及び電気需要平準化評価原単位

- 「エネルギー消費原単位」の定義は、以下の通りです。

$$\text{エネルギー消費原単位} = (A - B - B') \div C$$

A = エネルギー使用量（燃料の使用量、他人から供給された熱の使用量、他人から供給された電気の使用量）

B = 外販したエネルギー量 **B' = 購入した未利用熱量**

C = エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値

（例：生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率 等）

注. 「A」、「B」、「B'」は原油換算 k l として計算

「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（C）」の設定例

製造部門	業務部門
生産量	建物床面積
重量	面積×時間
金額	体積（空調をかけている空間）
個数	面積×人数
面積	人数

「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（C）」を前年度提出の定期報告書から変更される場合は、事前に当局に相談をしてください。

特定－第3表 エネルギー消費原単位及び電気需要平準化評価原単位

- 「電気需要平準化評価原単位」の定義は、以下の通りです。

※電気需要平準化時間帯…夏期（7月～9月）及び冬期（12月～3月）の昼間買電（8時～22時）を指します。

電気需要平準化評価原単位

$$= \{ A + A' \times (\text{評価係数} \alpha - 1) - B - B' \} / C$$

A = エネルギーの使用量（燃料の使用量、他人から供給された熱、電気の使用量）

A' = 電気需要平準化時間帯の買電量

B = 外販したエネルギー量 **B' = 購入した未利用熱量**

C = エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値

（例：生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率等）

注. 「A」、「A'」、「B」、「B'」は原油換算kIとして計算
評価係数 $\alpha = 1.3$ とする

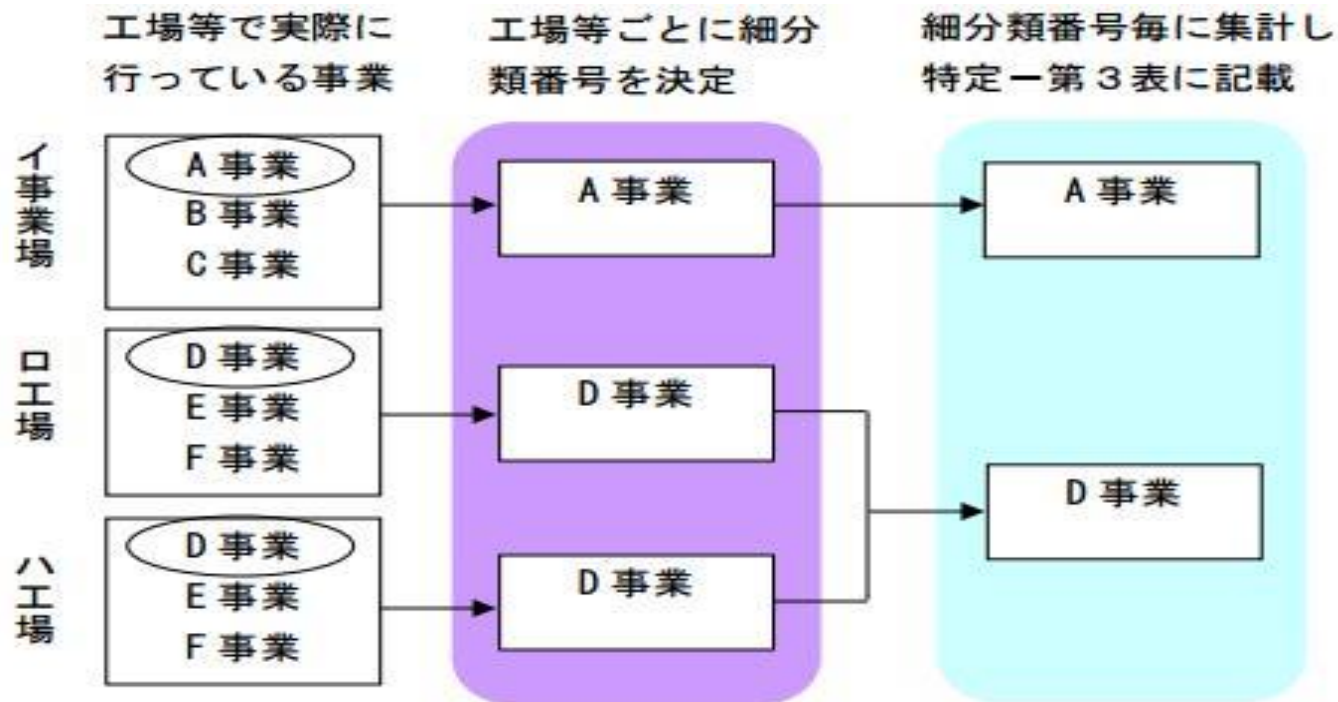
※ここで使用するエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（C）は、エネルギー消費原単位を算出する際に使用した値と同じです

- 
- ・「電気需要平準化評価原単位」とは、**電気需要平準化時間帯**における電気使用量を削減した場合、これ以外の時間帯における削減よりも原単位の改善率への寄与が大きくなるよう、**電気需要平準化時間帯の電気使用量を1.3倍**して算出するもの
 - ・これにより、電気需要平準化時間帯の電気使用量の変化に伴う原単位の変動が、エネルギー消費原単位に比べ大きく評価される事になります

特定－第3表 エネルギー消費原単位及び電気需要平準化評価原単位

- 事業分類の決定方法のイメージは下図の通りです。

日本標準産業分類に基づいた細分類番号(4桁)ごとに分類



- ・一つの工場等を複数の事業分類で整理することはできません。(工場・事業所単位で分類)
- ・複数の工場等にかかる事業分類が同一であっても、事業の内容(㊦(生産数量又は建物 延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値)等)が異なる場合には事業の内容ごとに整理し、2段以上の欄に分けて記入することができる。
- ・記入欄が4つ以上となる場合は、新たに記入欄を設けて記入。

特定－第3表 エネルギー消費原単位及び電気需要平準化評価原単位

- 特定-第3表のうち、エネルギーの使用に係る原単位（エネルギー消費原単位）及び電気需要平準化評価原単位算出に当たっては、以下2つの算定方法があります。

A

エネルギーの使用と密接な関係を持つ値（原単位の分母）
を事業者全体で1つに設定できる場合

例：婦人服小売業を主たる事業とするA社

a店舗（1,265kl）

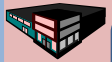
婦人服小売業
（細分類番号：5731）



エネルギーの使用と密接な関係をもつ値
売上高（585 百万円）

b店舗（726kl）

かばん・袋物小売業
（細分類番号：5791）



エネルギーの使用と密接な関係をもつ値
売上高（317 百万円）

c店舗（512kl）

洋品雑貨・小間物小売業
（細分類番号：5793）



エネルギーの使用と密接な関係をもつ値
売上高（223 百万円）

事業者全体の
エネルギーの使用と
密接な関係を持つ値

売上高
1,125 百万円

特定－第3表の
作成にあたっては、
A(P21・P23)
を参照

B

エネルギーの使用と密接な関係を持つ値（原単位の分母）
を事業者全体で1つに設定できない場合

例：小麦粉製造業を主たる事業とするB社

d事務所（412kl）

主として管理事務を行う本社等
（細分類番号：0900）



エネルギーの使用と密接な関係をもつ値
建物延床面積（1,058 m²）

e工場（2,151kl）

小麦粉製造業
（細分類番号：0962）



エネルギーの使用と密接な関係をもつ値
生産重量（11,281 トン）

f営業所（200kl）

雑穀・豆類卸売業
（細分類番号：5212）



エネルギーの使用と密接な関係をもつ値
売上高
（1,580 百万円）

事業者全体の
エネルギーの使用と
密接な関係を持つ値

建物延床面積
1,058 m²

生産重量
11,281 トン

売上高
1,580 百万円

特定－第3表の
作成にあたっては、
B(P22・P24)
を参照

特定－第3表 1－1をAで記載した場合

- 特定-第3表 1－1 エネルギーの使用に係る原単位等をAの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できる場合）に記載する方法は、以下の通りです。

特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等 の記入について

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(E) について、以下のいずれに該当するか選択して下さい。

◎Eのエネルギー使用量と密接な関係をもつ値の名称と単位が一種類のみ
○Eのエネルギー使用量と密接な関係をもつ値の名称と単位が二種類以上ある
事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位(E)を算出してください。

Excelツールを使用する場合は、特定－第3表のシートの上でいずれかを必ず選択して下さい

特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等及び電気需要平準化評価原単位等

1－1 エネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類	エネルギーの使用量 (原油換算 k l)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k l)	購入した未利用熱の量 (原油換算 k l)	(C-1) の構成割合 (%)	(E)	
		(A-1)	(B)	(B')	$(C-1) = (A-1) - (B) - (B')$	$(E) = (C-1) \times (D-1) / ((D-1) \times 100)$	
a店舗	工場等に係る事業の名称	婦人服小売業				1,265	1,265
	細分類番号	5 7 3 1					
b店舗	工場等に係る事業の名称	かばん・袋物小売業				726	726
	細分類番号	5 7 9 1					
c店舗	工場等に係る事業の名称	洋品雑貨・小間物小売業				512	512
	細分類番号	5 7 9 3					
事業者全体		(S-1) (合計)			(U-1) (合計)	2,503	100%
						1125	2.225
						2.295	96.9%

日本標準産業分類に基づいた事業の名称を記入

日本標準産業分類に基づいた事業の細分類番号を記入

合計が合わないケースが多く発生していますので注意してください

3段書きになっているので注意
上段：数値
中段：密接な値の名称
下段：その単位

前年度の「原単位」を記入して下さい
今年が初めての提出で記入できない場合は「-」を記入して下さい

Excelツールを使用する場合は、各事業分類の合計と事業者全体の数値が一致することを必ず確認して下さい

細分類番号が異なる事業であっても、エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(E)が同じであれば、事業者全体をまとめて、原単位を算出する

注

注

原単位

対前年度比

特定－第3表 1－1をBで記載した場合

- 特定-第3表 1－1 エネルギーの使用に係る原単位等をBの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できない場合）に記載する方法は、以下の通りです。

特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等 の記入について

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(E) について、以下のいずれに該当するか選択して下さい。

○Eのエネルギー使用量と密接な関係をもつ値の名称と単位が一種類のみ

◎Eのエネルギー使用量と密接な関係をもつ値の名称と単位が二種類以上ある

事業ごとに原単位を算出し、事業者のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比⑦を算出してください。

Excelツールを使用する場合は、特定－第3表のシートの上でいずれかを必ず選択して下さい

前年度の「エネルギー消費原単位」を必ず記入して下さい
今年が初めての提出で記入できない場合は「-」を記入して下さい

注

特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等及び電気需要平準化評価原単位等

1－1 エネルギーの使用に係る原単位等

事業分類		事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計									
		エネルギーの使用量 (原油換算 k l)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k l)	購入した未利用熱の量 (原油換算 k l)	(C-1) = (A-1) - (B-1) - (B'-1)	(C-1) の構成割合 (%) (U-1) = (C-1) / (U-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギー使用量と密接な関係をもつ値 (E)	エネルギーの使用に係る原単位 (F-1) = (C-1) / (E)	用に係る前年度の原単位 (G-1)	対前年度比 (%) (H-1) = ((F-1) / (G-1) × 100)	対前年度比の寄与度 (%) (I-1) = ((D-1) / (H-1) × 100)
d事務所	工場等に係る事業の名称	412				14.9%	1058 (名称: 延床面積) (単位: m2)	0.3894	0.3901	99.8%	(1-1)
	細分類番号										14.9%
e工場	工場等に係る事業の名称	2,151			2,151	77.9%	11281 (名称: 生産重量) (単位: トン)	0.1907	0.1991	95.8%	(2-1)
	細分類番号										74.6%
f営業所	工場等に係る事業の名称	200			200	7.2%	1580 (名称: 売上高) (単位: 百万円)	0.1266	0.1259	100.6%	(3-1)
	細分類番号										7.2%
事業者全体		(S-1) (合計)	(T) (合計)	(T') (合計)	(U-1) (合計)		(V) (名称:)	(W-1)	(X-1)	(Y-1) = ((W-1) / (X-1) × 100)	(Z-1) = ((Y-1) + ((Z-1) / (X-1) × 100) × 100)
		2,763			2,763						96.7%

3段書きになっているので注意
上段 : 数値
中段 : 密接な値の名称
下段 : その単位

合計が合わないケースが多く発生していますので注意してください

Excelツールを使用する場合の注意
事業者全体の数値は特定－第2表から自動で入力されます、各事業分類の合計と事業者全体の数値が一致することを必ず確認して下さい

寄与度の合計

特定－第3表 2－1をAで記載した場合

- 特定-第3表 2－1 電気需要平準化評価原単位等をAの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できる場合）に記載する方法は、以下の通りです。

※基本的な書き方はエネルギー消費原単位（特定－第3表 1）算出の際と同様です

2－1 電気需要平準化評価原単位等

事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位等の計算

番号	事業分類		エネルギーの使用量 (原油換算 k l)	電気需要平準化 時間帯の買電量 (原油換算 k l)	販売した副生エ ネルギーの量 (原油換算 k l)	購入した未利用 熱の量 (原油換算 k l)	$((C') - 1) = ((A) - 1) + ((A') - 1)$	$((C) - 1)$ の構成割合 (%)	生産数量又は建物 延床面積その他のエネルギー 使用量と密接な	電気需要平準化 評価原単位	前年度の電気需 要平準化評価原 単位	電気需要平準化 評価原単位の対 前年度比 (%)	電気需要平準化 評価原単位の対 前年度比の寄与 度 (%)
			$((A) - 1)$	$((A') - 1)$	$((B) - 1)$								$((D') - 1) = ((D) - 1) \times ((B') - 1) / 100$
1	工場等に係る 事業の名称	婦人服小売業	1,265	759									
	細分類番号	5											
2	工場等に係る 事業の名称	かばん・袋物 小売業	726	437									$((F') - 1)$
	細分類番号	5											
3	工場等に係る 事業の名称	洋品雑貨・小 間物小売業	512	230			581						$((G') - 1) = ((W') - 1) / ((X') - 1) \times 100$
	細分類番号	5											
			$((S) - 1)$ (合計)	(合計)	$((T) - 1)$ (合計)	$((T') - 1)$ (合計)	$((U) - 1)$ (合計)			$((V) - 1)$	$((W') - 1)$	$((X') - 1)$	$((Y') - 1) = ((W') - 1) / ((X') - 1) \times 100$
			2,503	1,426			2,931			1125	2,605	2,675	97.4%
									(名称: 売上高)	(単位: 百万円)			$((Z) - 1) = ((T') - 1) + ((U) - 1) + ((V) - 1) + \dots$
								100%					-

事業分類ごとの電気需要平準化時間帯の買電量を原油換算して記入して下さい
<EXCELツールを使用する場合の計算方法>
電力使用量 (千kWh) × 9.97 = 熱量 (GJ)
熱量 (GJ) × 0.0258 = 原油換算 (kl)
※アプリ版使用の場合は自動計算されます

未記入のケースが多く発生していますので注意してください

前年度の「電気需要平準化評価原単位」を記入して下さい
今年が初めての提出で記入できない場合は「-」を記入して下さい

事業者全体

注

事業分類ごとの電気需要平準化時間帯の買電量を原油換算して記入して下さい
 <EXCELツールを使用する場合の計算方法>
 電力使用量 (千kWh) × 9.97 = 熱量 (GJ)
 熱量 (GJ) × 0.0258 = 原油換算 (kl)
 ※アプリ版使用の場合は自動計算されます

未記入のケースが多く発生していますので注意してください

前年度の「電気需要平準化評価原単位」を記入して下さい
 今年が初めての提出で記入できない場合は「－」を記入して下さい

Excelツールを使用する場合の注意
 事業者全体の数値は特定第2表から自動で入力されます、
 入力した各事業分類の合計と事業者全体の数値が一致することを必ず確認して下さい

合計が合わないケースが多く発生していますので注意してください

特定－第3表 2－1をBで記載した場合

● 特定-第3表 2－1 電気需要平準化評価原単位等をBの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できない場合）に記載する方法は、以下の通りです。

事業分類ごとの電気需要平準化時間帯の買電量を原油換算して記入して下さい
<EXCELツールを使用する場合の計算方法>
電力使用量（千kWh）×9.97＝熱量（GJ）
熱量（GJ）×0.0258＝原油換算（kl）
※アプリ版使用の場合は自動計算されます

未記入のケースが多く発生していますので注意してください

2－1 電気需要平準化評価原単位等

番号	事業分類		エネルギーの使用量 (原油換算 k l)	電気需要平準化 時間帯の買電量 (原油換算 k l)	販売し エネルギー (原油換算 k l)	熱量 (G J) × 0.0258 = 原油換算 (k l) ※アプリ版使用の場合は自動計算されます					平準化 単位	前年度の電気需 要平準化評価原 単位	電気需要平準化 評価原単位の対 前年度比 (%)	電気需要平準化 評価原単位の対 前年度比の寄与 度 (%)
			(A'-1)	(A' -1)	B	B'	1) -B-B'	1の (D'-1) と同 じ値	E	(F' -1) = (G' -1) / E	(G' -1)	(H' -1) = (F' -1) / ((G' -1) × 100	(I' -1) = (D'-1) × ((H' -1) / 100	
1	工場等に係る 事業の名称	主として管理 事務を行う本 社等	412	400			532	14.9%	1058	0.5028	0.5038	99.8%	14.9%	
	細分類番号	0 9 0 0							(名称： 延床 面積) (単位： m2)					(I' -1)
2	工場等に係る 事業の名称	小麦粉製造業	2,151	1,500			2,601	77.9%	11281	0.2306	0.2409	95.7%	74.6%	
	細分類番号	0 9 6 2							(名称： 生産 重量) (単位： トン)					(I' -1)
3	工場等に係る 事業の名称	雑穀・豆類卸 売業	200	110					1599		0.1396	105.7%	7.6%	
	細分類番号	5 2 1 2							(I' -1)					
			(G'-1) (合計)	(合計)	T (合計)	T'				(X' -1)	(Y' -1) = (W' - 1) / (X' -1) × 100	(Z' -1) = (I' - 1) + ((2' -1) + (3' -1) + ...		
注 事業者全体			2,763	2,010			3,366	100%				-		
Excelツールを使用する場合の注意														



Excelツールを使用する場合の注意

事業者全体の数値は、特定－第2表から自動で入力されます、各事業分類の合計と事業者全体の数値が一致することを必ず確認して下さい

※基本的な書き方は
エネルギー消費原単位算出の際と同様です

前年度の「電気需要平準化評価原単位」を記入して下さい
今年が初提出で記入できない場合は「-」を記入して下さい

未記入のケースが多く発生していますので注意してください

合計が合わないケースが多く発生していますので注意してください

特定－第3表 1－1をBで記載した場合（補足）

● 特定-第3表 1－1をBで記載する場合において、事業を新たに追加した場合は、以下の通りです。

・工場等に係る事業が新たに追加になった場合は、追加事業の④、⑥、⑧、⑩欄は空欄とし、対前年度比の寄与度の合計値⑪には影響を与えない

（例）新たに「鉄スクラップ加工処理業」を追加した場合

1－1 エネルギーの使用に係る原単位等

番号		事業分類		事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算									
				エネルギーの使用量 (原油換算 k l)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k l)	購入した未利用熱の量 (原油換算 k l)		④-1の構成割合 (%)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギー使用量と密接な関係をもつ値 ⑤	エネルギーの使用に係る原単位 ⑥-1 = ④-1 / ⑤	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 ⑥-1	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) ⑧-1 = ⑥-1 / ⑥-1 × 100	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度 (%) ⑩-1 = ⑧-1 × ⑩-1 / 100
1	工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業		18,943				91.1%	10250	1.848	1.895	97.5%	⑩-1
	細分類番号	2	2 2 1						(名称: 粗鋼量) (単位: トン)				88.8%
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等		1,854				8.9%	1221	1.518	1.563	97.1%	⑩-1
	細分類番号	2	2 0 0						(名称: 延床面積) (単位: m2)				8.6%
3	工場等に係る事業の名称	鉄スクラップ加工処理業		1,000					360	2.778		-	⑩-1
	細分類番号	2	2 9 2						(名称: 重量) (単位: トン)				-
事業者全体				⑤-1 (合計)	⑥ (合計)	⑥' (合計)	④-1 (合計)		⑤				⑪-1 = ⑩-1 + ⑩-1 + ⑩-1 + ... 97.4%
				21,797			21,797	100%					

18,943
(18,943 + 1,854) = 91.1%

新たに開始した事業をのぞいた事業で100%とする

追加事業3については、前年度の原単位 (G)を空欄にします

前年度の原単位 (G)の入力がない事業については、その事業の対前年度比が算出されないため、事業者全体の対前年度比算出に影響しません

→ 特定－第3表 2－1 においても同様に記入して下さい

特定－第3表 1－2及び2－2について

- 特定-第3表「1－2 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位等」の表は連携省エネルギー計画の認定を受けた事業者が記入します。
- 連携省エネルギー計画の認定を受けていない場合は、記入は不要です（2－2も同様）。

1－2 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位等の計算									
		連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k l) (A-2)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k l) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k l) B'	$(C-2) = (A-2) - (B-B')$	$(C-2) \text{ の構成割合 } (\%)$ $\frac{(U-2)}{(U-2)} \times 100$	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギー使用量と密接な関係をもつ値 E	エネルギーの使用に係る原単位 $(F-2) = (C-2) / E$	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 (G-2)	エネルギーの使用に係る前年度の対前年度比 (%) $(H-2) = (F-2) / (G-2) \times 100$	エネルギーの使用に係る前年度の対前年度比の寄与度 (%) $(I-2) = (D-2) \times (H-2) / 100$
1	工場等に係る事業の名称										(1-2)
	細分類番号						(名称:) (単位:)		-	-	-
2	工場等に係る事業の名称										(2-2)
	細分類番号						(名称:) (単位:)		-	-	-
3	工場等に係る事業の名称										(3-2)
	細分類番号						(名称:) (単位:)		-	-	-
事業者全体		(S-2) (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U-2) (合計)		V	(W-2)	(X-2)	$(Y-2) = (W-2) / (X-2) \times 100$	
						100%	(名称:)		-	-	
							(単位:)			$(Z-2) = ((1-2) + ((2-2) + ((3-2) + \dots$	
										-	

特定－第4表 Aの場合

● 事業者の過去5年間のエネルギー使用に係る原単位の変化状況を記入してください。

【エネルギーの使用と密接な関係を持つ値（原単位の分母）を**事業者全体で1つに設定できる場合**】A

- ① 過去の年度の原単位及び対前年度比を記入。
 - ・報告対象年度の4年前～1年前の原単位、前年度比欄については、**前年度の報告書から転記**
 - ・報告対象年度の原単位（**特定－第3表の ㉔**）および対前年度比（%）（**特定－第3表の ㉕**）は一番右の欄に（直近の報告値が右に来るよう）記入。
- ② 直近5年度間の途中で報告義務が発生した場合には、報告を始めた年度の値から記入。
- ③ 原単位については、**原則、有効数字4桁**で記入。
- ④ 5年度間の平均原単位変化の欄に、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を4乗根し、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入。（ $\text{㉔} \times \text{㉕} \times \text{㉖} \times \text{㉗} \times \text{㉘}$ ）^{1/4}（%）

特定－第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度 2018	年度 2019	年度 2020	年度 2021	年度 2022	5年度間平均原 単位変化
エネルギーの使用に係る原単位	1.951	1.912	1.915	1.858	1.915	
対前年度比（%）		98.0 ^㉔	100.2 ^㉕	97.0 ^㉖	100.2 ^㉗	98.8 ^㉘

過去4年間の原単位の未記入や誤りが多く発生していますので注意してください

なお、過去5年度間の記載無い場合（4年度間以下になる場合）は、5年度間平均原単位変化欄には何も記入しない。

↓ 2020年度(2019年度実績)から報告されている事業者の例

特定－第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度 2019	年度 2020	年度 2021	年度 2022	5年度間平均原 単位変化
エネルギーの使用に係る原単位		1.912	1.915	1.858	1.915	
対前年度比（%）			100.2 ^㉔	97.0 ^㉕	100.2 ^㉖	

●第4表2 電気需要平準化評価原単位も第3表2から同様に記入

特定－第4表 Bの場合

【エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できない場合】B

- ① エネルギーの使用に係る原単位の欄は空欄。原単位を算出している年度と対前年度比を記入（直近5年度間の途中で報告義務が発生した場合には、報告を始めた年度の値から記入。5年度間に満たない場合は右詰め。）。なお、特定第3表にて求めた㉔が、本表の㉓と一致する。
- ② 5年度間の平均原単位変化の欄に、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を4乗根し、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入。

$(\textcircled{J} \times \textcircled{K} \times \textcircled{L} \times \textcircled{M})^{1/4} \quad (\%)$

特定－第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度 2018	年度 2019	年度 2020	年度 2021	年度 2022	5年度間平均原 単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比（％）		98.0 ^㉑	100.2 ^㉒	97.0 ^㉓	100.2 ^㉔	98.8 ^㉕

過去の原単位を誤って入力したり前年比の値が誤っていたりするケースが多く発生していますので注意してください

なお、過去5年度間の記載無い場合(4年度間以下になる場合)は、5年度間平均原単位変化欄 には何も記入しない。

↓ 2020年度(2019年度実績)から報告されている事業者の例

特定－第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度 2019	年度 2020	年度 2021	年度 2022	5年度間平均原 単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比（％）		^㉑	100.2 ^㉒	97.0 ^㉓	100.2 ^㉔	

特定－第5表 1 エネルギーの使用に係る原単位の改善

● 過去5年度間の原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は、その理由を（イ）に記入し、事業者の報告対象年度の原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は、その理由を（ロ）に記入してください。

①過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が平均1%以上改善できなかった場合（第4表の5年度間平均原単位変化欄が99.0%を超えた場合）は、その理由を（イ）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

②前年度に比べエネルギーの使用に係る原単位が改善できなかった場合（特定－第4表の対前年度比 ㊸ が100.0%以上の場合）は、その理由を（ロ）に具体的に記入。（改善できた場合は記載不要。）

特定－第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由
1 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び2において同じ。）が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

①	（イ）の理由
	（例）
	2019年度より主力事業の一つである電解ソーダ事業から撤退し、新たに高機能素材開発、及び、製造・販売を開始した。そのため、エネルギー消費量自体は若干減少しているものの、原単位の分母が重量であるため、高付加価値品が増加した影響により、原単位が悪化した。
②	（ロ）の理由
	（例）
	海外向け高機能素材の生産量が増加した影響に加え、2022年10月に〇〇工場において計画外停止があったため、原単位が悪化した。

改善できなかった場合には、必ず記載してください。未記入のケースが多く発生しています。

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

特定－第5表 2 電気需要平準化評価原単位の改善

● 過去5年度間の原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は、その理由を（ハ）に記入し、事業者の報告対象年度の原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は、その理由を（ニ）に記入してください。

①過去5年度間の**電気需要平準化評価原単位**が平均1%以上改善できなかった場合（**第4表の5年度間平均原単位変化が99.0%を超えた場合**）は、その理由を（ハ）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

②前年度に比べ電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合（**特定－第4表の対前年度比⑩‘が100.0%以上の場合**）は、その理由を（ニ）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

2 事業者の過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

①	（ハ）の理由
	（例）
	主な理由としては（イ）と同じであるが、2020年度から人員確保のため、24時間3交代勤務で操業していたラインの一部を、昼間時間帯の1直での生産に切り替えたことにより、平準化評価原単位のほうが指標が悪化した。
②	（ニ）の理由
	（例）
	2022年10月の計画外停止に伴う受注残を挽回するため、12月～2023年2月にかけて、一部鑄造製品について昼間時間帯にも生産を実施したため、エネルギー消費原単位は若干改善となったものの、電気需要平準化評価原単位としては悪化した。

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

改善できなかった場合は、必ず記載してください。未記入のケースが多く発生しています。

特定－第6表 ベンチマーク指標の状況

- 事業者が行っている事業に関連するベンチマーク指標がある場合には、『ベンチマーク指標の状況』を記入してください。

① 事業者が『判断基準』別表第6(※次ページ参照)に定めるベンチマーク対象事業を行っており、ベンチマーク制度の対象事業者の条件に合致している場合は、記入が必要。対象事業者ではない場合は、斜線を引く。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/

② 区分の欄は、次ページの図の番号から選択して記入

③ 実施している事業の名称を次ページの図の事業の名称で記入。複数の事業を行う事業者は該当する事業の名称をすべて記入

④ 対象事業のエネルギーの使用量を原油換算klの単位で記入

⑤ 当該年度の事業において、ベンチマーク指標の算定方法に従って算定した指標の数値と単位を記入

⑥ 昨年度以前に提出した直近の中長期計画書に記載した当該年度のベンチマーク指標の見込みを記入

⑦ ⑥に記載した報告対象年度の見込みの値に対する報告対象年度の実績値の達成割合を記入

⑧ 目標年度(2030年度)におけるベンチマーク指標の見込みを記入

特定－第6表 ベンチマーク指標の状況(該当する事業者のみ記入)

区分	対象となる事業の名称(セクター)	対象事業のエネルギー使用量(原油換算 kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値(単位)
			年度	年度	年度	年度	年度			
②	③	④	⑤					⑥	⑦	⑧

- 備考 1 「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)(以下「判断基準」という。)の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。
- 2 「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。
- 3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を記入すること。

$$\text{達成率} = \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{①} - \text{③}}$$
ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の値、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の見込みとする。

特定-第6表(ベンチマーク指標の状況)は旧省エネ法に基づき記入してください。

未記入や中長期計画書の記載内容との不整合が多く発生しますので注意してください。

(参考) ベンチマーク制度対象業種 (1)

区分	事業	ベンチマーク指標 (要約)	目指すべき水準	導入年度	令和3年度定期報告における達成事業者数	令和2年度定期報告における達成事業者数
1 A	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ/t以下	平成21年度	0 / 3 (0.0%)	0 / 3 (0.0%)
1 B	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程の通過有無を補正した上工程の原単位 (粗鋼量当たりのエネルギー使用量) と製造品種の違いを補正した下工程の原単位 (圧延量当たりのエネルギー使用量) の和	0.150kℓ/t以下 (変更前:0.143)	平成21年度 ※令和3年度より新指標・新目標適用	8/32 (25.0%)	7/32 (21.9%)
1 C	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位 (粗鋼量当たりのエネルギー使用量) と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位 (出荷量当たりのエネルギー使用量) の和	0.360kℓ/t以下 (変更前:0.36)	平成21年度 ※令和3年度より新指標・新目標適用	2/16 (12.5%)	2/14 (14.3%)
2 A	電力供給業	火力発電効率 A 指標 火力発電効率 B 指標	A指標: 1.00以上 B指標:44.3%以上	平成21年度	43/94 (45.7%) ※ A・B 指標ともに達成	43/90 (47.8%) ※ A・B 指標ともに達成
2 B	石炭火力電力供給業	石炭火力発電の効率	43.00%以上	令和4年度	—	—
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量 (出荷量) 当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ/t以下	平成21年度	3/15 (20.0%)	5/15 (33.3%)
4 A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	再エネ使用率72%以上 : 6,626MJ/t以下 再エネ使用率72%未満 : (−23,664×(再エネ使用率)+23,664) MJ/t以下	平成22年度 ※令和3年度より新目標適用	1/14 (7.1%)	2/16 (12.5%)
4 B	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ/t以下	平成22年度 ※令和3年度より新指標適用	6/32 (18.8%)	7/34 (20.6%)
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量 (当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和) 当たりのエネルギー使用量	0.876以下	平成22年度	0/8 (0.0%)	1/8 (12.5%)
6 A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ/t以下	平成22年度	2/8 (25.0%)	5/10 (50.0%)
6 B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.00GJ/t以下 (変更前:3.22)	平成22年度 ※令和4年度より新目標適用	14/21 (66.7%) (新目標の場合 : 6/21 (28.6%))	12/22 (54.5%)

(参考) ベンチマーク制度対象業種 (2)

区分	事業	ベンチマーク指標 (要約)	目指すべき水準	導入年度	令和3年度 定期報告における 達成事業者数	令和2年度 定期報告における 達成事業者数
7A	通常コンビニ エンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	707kWh /百万円以下	平成28年度 ※令和3年度より 新区分適用	7/17 (41.2%)	7/16 (43.8%)
7B	小型コンビニ エンスストア業		308kWh /百万円以下			
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723以下	平成29年度	35/165 (21.2%)	40/216 (18.5%)
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792以下	平成29年度	28/69 (40.6%)	22/74 (29.7%)
10	食料品 スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799以下	平成30年度	68/289 (23.5%)	66/302 (21.9%)
11	ショッピング センター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305kl /㎡以下	平成30年度	22/110 (20.0%)	14/115 (12.2%)
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値	1.00以下 (変更前:15%以下)	平成30年度 ※令和3年度より 新指標・新目標適用	30/215 (14.0%)	31/227 (13.7%)
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、①と②の合計量にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①文系学部とその他学部の面積の合計に0.022を乗じた値 ②理系学部と医系学部の面積の合計に0.047を乗じた値	0.555以下	平成31年度	37/179 (20.7%)	27/188 (14.4%)
14	パチンコホール 業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①延床面積に0.061を乗じた値 ②ぱちんこ遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.061を乗じた値 ③回胴式遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.076を乗じた値	0.695以下	平成31年度	14/134 (10.4%)	12/138 (8.7%)
15	国家公務	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①電算室部分の面積に0.2744を乗じ、96.743を加えた値 ②電算室部分以外の面積に0.023を乗じた値 ③職員数に0.191を乗じた値	0.700以下	平成31年度 ※令和3年度より 新指標適用	2/19 (10.5%)	2/18 (11.1%)
16	データセンター 業	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）を当該事業を行っている事業所におけるIT機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）にて除した値	1.4以下	令和4年度	—	—
17	圧縮ガス・液化 ガス製造業	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量	LNG冷熱利用事業者: 0.077kl/千Nm ³ 以下 その他の事業者: 0.157kl/千Nm ³ 以下	令和4年度	—	—

特定－第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

- 事業者が行っている事業に関連するベンチマーク指標がある場合に、判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報や参考となる情報を記入してください。

①特定-第7表 1－1及び特定-第7表 1－2は、別表第5に示される事業を実施している事業者のみ記入することができます。対象事業を行っていない場合には、斜線を引いてください。

②定期報告書・中長期計画書の記入要領の別冊2 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/bessatus23_2.pdf)で求められている業種については、ベンチマーク指標等の算出に当たり根拠となる情報を記入してください。

③特定-第7表 1－2には、ベンチマーク指標の状況に関し、ベンチマーク指標の当該年度の状況を別表第5に示されている目指すべき水準と比較する等の分析を行い、対象となる事業所名、未達の理由及び当該事業者が抱えている事情等、参考となる情報を記入してください。

①

特定－第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1－1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

②

- 備考 1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第5 備考に規定する補正值により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。
- 2 洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
- 3 貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第5 備考6に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第5 備考7に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1－2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

③

特定－第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

① 特定-第7表 2は、電力供給業又は石炭火力電力供給業に該当する事業者のみ記入。

② 1つ目の表において、電力供給業に該当する事業者は、燃料種別の火力発電方式ごとに「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入。

③ 2つ目の表において、電力供給業又は石炭火力電力供給業に該当する事業者は、副生物若しくはバイオマス、水素、アンモニアを投入した発電設備又は熱電併給型動力発生装置について記入。

④ 特定-第7表 3は、電力供給業のベンチマーク制度の対象事業者同士で、ベンチマーク指標の向上にむけた共同取り組みを実施している場合に記入。

① 2 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 (%)	火力発電量に占める発電量比率 (%)
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比 (%)、④原料原産国 (バイオマスのみ記入))	
設備から得られた電気のエネルギー量 (千 kWh)	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量 (GJ)	
設備に投入したエネルギー量 (GJ)	
設備に投入した副生物のエネルギー量 (GJ)	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量 (GJ)	
設備に投入した水素のエネルギー量 (GJ)	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量 (GJ)	

新規追加項目

備考 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

④ 3 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

改正省エネ法（2024年度提出分～）における特定-第7表 2の「電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報」の記載に当たっては、引き続き【旧省エネ法】におけるエネルギーの定義、熱量換算に基づき計算してください。

特定－第8表 エネルギー使用量の合理化に関する判断の基準の遵守状況

- 「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の遵守状況を報告してください。

特定－第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

I. エネルギーの使用の合理化の基準		
I-1 全ての事業者が取り組むべき事項		
③	(1) 取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。 取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	☐ 策定している ☐ 策定していない いずれかのラジ
	(2) 管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	☐ 全て実施している ☐ 大半実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない いずれかのラジ
④	(3) 責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	☐ 配置済み ☐ 一部配置している ☐ 配置していない いずれかのラジ
	① エネルギー管理統括者の責務 ア. 設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。 イ. 取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。 ウ. 取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。 エ. エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない いずれかのラジ
	② エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者又はエネルギー管理員との意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。 ③ 現場実務を管理する者の責務 ア. 設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。 イ. 取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。 ウ. ア.のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない いずれかのラジ
		☐ 全ての工場等で実施している ☐ 大半の工場等で実施している ☐ 一部の工場等で実施している ☐ 実施していない いずれかのラジ
		☐ 全ての工場等で実施している ☐ 大半の工場等で実施している ☐ 一部の工場等で実施している ☐ 実施していない いずれかのラジ

① I 及び II の各項目について、該当するものに「●」印、「■」印又は「□」印を付して、年度を記載する項目については、整備完了・整備する予定年度を記入してください。

② 選択肢について、例えば定量的に判断する場合は、対応が過半数に達している場合は「大半で実施している等」を、そうでない場合は「一部実施している等」を選択し、定量的に判断が困難な場合は、事業者の取組状況等を総合的に勘案して判断してください。

③ 1-1 (1)の「エネルギーの使用合理化の取組方針」とは、エネルギー管理組織や体制、省エネの目標、省エネ設備の新設、更新等に関する事項を規定したものであり、これを社内文書として規定し整備している場合には「策定している」の項目を選択してください。（取組方針を策定していない場合、1-1 (3)①イ、ウ、③イ、(5)から(8)は「実施していない」を選択してください。）

④「エネルギー管理企画推進者」、「エネルギー管理者」又は「エネルギー管理員」が「選任中」（選任すべき事由が生じた日から六月以内）の場合には、定期報告書の作成実務者（作成実務者）を当該「エネルギー管理企画推進者」、「エネルギー管理者」又は「エネルギー管理員」が「配置済み」とみなしてください。
なお、「③現場実務を管理する者の責務」は、指定工場等を持たない工場・事業場も対象となり、全ての事業者が報告する必要があります。

特定－第8表 エネルギー使用量の合理化に関する判断の基準の遵守状況

⑤

⑥

(4) 資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
(5) 従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
(6) 取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	☐ 全ての工場等で実施している ☐ 大半の工場等で実施している ☐ 一部の工場等で実施している ☐ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
(7) 取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
(8) 文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい

I - 2		
1 工場等单位、設備単位での基本的実施事項		
(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい (整備予定年 年度)
(3) エネルギー消費量の大きい設備の腐蝕等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
(6) 休日や非作業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい

II. エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置		
(7) ISO50001の活用状況	☐ 認証取得している ☐ 認証取得を検討している ☐ 検討していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい (取得予定年 年度)

⑤取組方針の遵守状況の確認・評価、改善指示を実施している場合には、「実施している」の項目を選択してください。（省エネのためのP D C Aサイクルを回すための重要な項目で取組方針の実施状況として、その達成度や問題点を把握し、改善していくことを求めているものです。）

⑥策定された取り組み方針とその評価方法を定期的に見直し、（必要に応じ）改正を行っている場合には、「実施している」の項目を選択してください。

⑦ISO50001の認証取得状況について選択してください。「取得認証を検討している」を選択した場合は取得予定年を記入してください。

一部の項目に未選択があるケースが発生していますので、必ず全ての項目について選択してください。

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

- 特定-第9表 1 及び 2 については、2022年度において、エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に関し実施した省エネ活動、体制整備等の措置について記入して下さい。

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要
1. 省エネ推進責任者会議（6回／年）、省エネ事例発表会開催（2回／年）を実施。
特に省エネ効果の高い優秀事例3件については社長表彰を実施した。
2. 第一種エネルギー管理指定工場等の富山工場では下記の省エネ管理を実施。
○省エネパトロール：職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の
確認を実施（上期1回、下期2回）、省エネ推進連絡会：従業員を対象として実施
○省エネ月間行事の推進（2月）
3. 第2種エネルギー管理指定工場である本社、その他営業所等については、パトロールを
省エネ月間（2月）に実施した。

2 電気の需要の平準化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要
1. 第一種エネルギー管理指定工場等の富山工場では下記の電気の需要の平準化に資する
措置を実施。
○生産設備・空調・照明等の電力使用の日・時間毎の状況把握を行い、電力使用ピーク
時間帯の稼働制限を実施。
○生産計画を見直し、生産設備の夜間稼働台数を増加させ、昼間時間帯の稼働台数を
削減した。
3. 第2種エネルギー管理指定工場である本社、その他営業所等については、空調・照明等
の時間帯による稼働制限を実施。

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

- 特定-第9表3については、昨年度（提出免除の事業者は直近）に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされていた内容（中長期計画書Ⅱ3.の内容）を転記して、その実施状況を報告してください。

3 中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画 作成指針	該当する工場等	中長期計画書 記載の有無	実施状況
高効率ボイラーの新設	製造業1（1）	〇〇工場	有	○
高効率電気式パッケージエアコンへの更新	製造業1（6）	△△工場	有	×
LED照明器具への更新	製造業1（7）	△△工場	有	△

中長期計画書との不整合や記入漏れが多く見られますので、注意してください

昨年度（提出免除の事業者は直近）に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされている内容を転記してください。
なお、中長期計画書に記載がないものについてもここに記載することは可能です。その場合、「中長期計画書記載の有無」は「無」、それ以外の場合は「有」と記載してください。

記載した各計画内容の実施状況を記載してください。なお、複数年度にわたって実施する事項については、報告対象年度に実施予定であった部分の実施状況を記載してください。

○：予定通り実施
△：計画より小規模の投資、実施の遅延があったが実施
×：未実施
－：中長期計画書に記載なし

実施状況を○△×以外の方法で記入しているケースが見られますので、○△×を記入してください。

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

- 特定-第9表4「新設した発電専用設備に係る事項」及び5「バイオマス混焼を行う発電専用設備に関する事項」については、該当する事業者のみ記入してください。

4 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③ 熱量構成比(%),④原料原産国(バ イオマス燃料のみ記入))	
設計効率(発電端・HHV)(%)	
設備から得られる電気のエネルギ ー量(千kWh)	
設備から得られる熱のエネルギー のうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネル ギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃 料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての 措置の適用に関する配慮事項	

- 備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年
度に運転開始したもののみに記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
- 2 「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
- 3 「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
- 4 バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料
と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃
料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用す
る場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効
率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記
入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
- 5 「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用
された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入す
るバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関し
て用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

5 バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度	
設備の名称	
設備を設置した工場等の名 称	
設備を設置した工場等の所 在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
設計効率(発電端・HHV)(%)	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用 量、③熱量構成比(%),④ 原料原産国(バイオマス燃 料のみ記入))	
設備から得られた電気のエ ネルギー量(千kWh)	
設備から得られた熱のエネ ルギーのうち熱として活用 された量(GJ)	
設備に投入したエネルギー 量(GJ)	
設備に投入した副生物 のエネルギー量(GJ)	
設備に投入したバイオ マス燃料のエネルギー 量(GJ)	
月別バイオマス燃料又は副 生物の熱量構成比(%)	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 年間 実績
月別実績効率(発電端・ HHV)(%)	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 年間 実績
発電専用設備の新設に当た っての措置の適用に関する 配慮事項	

- 備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲
げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
- (1) バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの(次に掲げるものを除く。)
- (2) バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当た
っての措置の適用をうけるもの
- 2 「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定-第9表3の「設計効率」の欄
又は様式第21の特定-第9表3の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。
- 3 「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用
された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入
したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
- 4 「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「4月」から「3月」の
欄は、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、
バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの(1(2)に掲げるものを除く。)
についてのみ記入すること。
- 5 「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入するこ

特定－第10表 エネルギー管理指定工場等の一覧

● 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等に指定されている工場等を全て記入してください。指定区分の変更が必要な工場等については、以下のとおり記入してください。

・ 指定区分の変更手続きが必要な場合、特定第10表の「指定区分の変更手続きが必要」にチェックを入れます

※ 指定区分変更の対象となるのは、工場等の指定区分が「2種→1種」と「1種→2種」になる場合のみ

※ エネルギー管理指定工場等の取り消しが必要な場合には、

別途「エネルギー管理指定工場等指定取消申出書」が必要です

(例) A工場は第1種指定工場等であるが、節電対応や、省エネルギー取組の成果等により過去数年のエネルギー使用量は原油換算3,000 klを下回り（単に一時的に下回ったのではなく、継続性も加味して判断して下さい）、第2種指定工場等区分のエネルギー使用量になった
→（指定区分の変更手続き）

「特定-第10表」の「指定区分の変更手続きが必要」にチェック

特定－第10表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 □を■とする)	エネ ルギ- 管 理 指 定 工 場 等 番 号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号				工場等に係る 事業の名称
第一種 (指定区分の変更手続きが必要■)	0000000	A工場	〒0000-0000 0000000000	0	0	0	0	0000
第 2 種								

現在の指定区分を記載
※ 変更後の区分を記載しないよう
注意して下さい

エネルギー管理指定工場等番号に
間違いが無い確認して下さい。
※ 特定事業者番号を記入しない
よう注意して下さい

指定第1表に記入した名称と同じ名称を記
入してください。名称に変更があった場合
は、変更前と後の名称をそれぞれ記入する
とともに、指定-第1表にも変更前と後の名
称を記入してください。

特定－第11表 新規指定対象工場

- 定期報告書の提出時点でエネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、前年度のエネルギーの使用量が原油換算1,500kl／年以上の工場等があれば記入してください。

- ①特定－第11表に該当工場について記入
- ②第11表に記載した工場についても、指定表を作成

(例) D工場は非指定工場であったが、製造量の増加等により、2022年度のエネルギー使用量が原油換算で**1,500kl**を上回り、第2種エネルギー管理指定工場等相当になった場合

特定－第11表 現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が前年度に比べて1,500klを超える数値以上の工場等の一覧

①「特定-第11表」に記載

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量(原油換算kl)
D工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	0	0	0	0	〇〇〇〇〇	1582kl
	〒						

新規指定の手続きと指定後の対応

指定第1表に記入した名称と同じ名称を記入してください。

事業者全体ではなく、工場、事業場単位で1,500klを上回った場合に記入してください。

支援ツールのアプリ版で、複数の事業所をまとめて登録した場合、その合計量が1500klを上回っている場合は、自動的に特定第11表に記載されますので、必ず「その他の情報入力」、「特定-第11表」において、「特定－第11表から削除する事業所」欄の当該事業所に、チェックを入れて下さい。

- D工場については、定期報告書の提出後、当局からエネルギー管理指定工場等に指定する旨の通知が送付されます
 - 指定後6ヶ月以内にエネルギー管理者又はエネルギー管理員を選任し、最初の7月末までに選解任届を提出して下さい
 - D工場のエネルギー使用量は、事業者全体(特定表)のエネルギー使用量から除外しないようご注意ください
- * 新たな指定通知は、翌年の3月以降になりますのでご了承ください

特定－第 1 2 表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第 1 2 表については、事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等について報告してください。

特定－第 1 2 表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

<第 1 2 表 1>

排出年度: 2022 年度①

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

①排出年度を記載。

②特定事業者全体の主たる事業及び細分類番号は、特定 1 表に同じ（日本標準産業分類に基づく事業名と細分類番号を記入。）

③主たる事業を所管する大臣を記載
※地方自治体については
「経済産業大臣、環境大臣」と記載
(〇〇局、企業庁、教育委員会等の単位で報告している場合は、事業所管大臣)

④商標又は商号等欄は、特定連鎖化事業者の場合のみ、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号等を記載。

⑤事業者全体のCO₂実排出量を記載。
(各分類の合計値と一致しているか確認)

⑥分類した細分類毎のCO₂排出量を記載。

細分類が 1 種類のみの事業者も⑥に特定事業者全体と同じ実績を記入してください。

番号		事 業 分 類				エネルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素	
特定事業者 全体	主たる事業	製鋼・製鋼圧延 業				⑤ 44,155 t-CO ₂	
	細分類番号	2	2	2	1		
	当該事業を 所管する大臣	経済産業大臣					
	商標又は 商号等						
1	工場等に係る 事業の名称	製鋼・製鋼圧延業				⑥ 41,215 t-CO ₂	
	細分類番号	2	2	2	1		
	当該事業を 所管する大臣	経済産業大臣					
2	工場等に係る 事業の名称	主として管理事務を行 う本社等				2,939 t-CO ₂	
	細分類番号	2	2	0	0		
	当該事業を 所管する大臣	経済産業大臣					
3	工場等に係る 事業の名称					t-CO ₂	
	細分類番号						
	当該事業を 所管する大臣						

細分類毎のCO₂排出量⑥の合計と特定事業者全体のCO₂排出量⑤が合うように記入してください。

- 備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
- 2 番号 1 から 3 までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が 4 分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考 4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第 12 表の 4 の 1 及び 4 の 2 にも必要事項を記載すること。
- 6 本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第 12 表の 2 に必要事項を記載すること。
- 7 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

特定－第 1 2 表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

＜第 1 2 表 2＞

①電気事業用の発電所、熱供給事業用の熱供給施設を設置している事業者のみ記載。

＜第 1 2 表 3＞

②調整後のエネルギー起源CO₂と、温対法にて別途届け出のある事業者については、その報告による排出量の総合計を記載

●本定期報告書を提出するすべての事業者は、調整後温室効果ガス排出量を記入してください。

●調整後温室効果ガス排出量は、**ア+イ+ウ-エ+オ-カ**で調整します。（調整の結果、調整後排出量が0を下回った場合には、0とします。）

ア=エネルギー起源CO₂（他人への電気又は熱の供給に係るもの（特定第 1 2 表の 2）を除く。）

イ=非エネルギー起源CO₂（廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）

ウ=メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の実排出量

エ=無効化した国内認証排出削減量及び無効化した海外認証排出削減量（特定第 1 2 表の 6 に記載のあるクレジット）

オ=自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者へ移転した量

カ=非化石電源二酸化炭素削減相当量（所有する算定対象年度の発電に係る非化石証書の量×全国平均係数×補正率の量。ただし、エネルギー起源CO₂排出量のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴う排出量を上限とする。）

【注意事項！】

新規追加項目

省エネ法の定期報告書と温対法の報告書の両方を提出頂いている事業者は、調整後温室効果ガス排出量の欄には、「両者の調整後温室効果ガス排出量の合算値」を「省エネ法の報告書」の調整後温室効果ガス排出量の欄に記載ください。

（温対法報告書の同欄には記載不要です（空欄））。

①

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事 業 分 類					エネルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素		
特定事業者 全体	主たる事業					t-CO ₂		
	細分類番号							
	当該事業を所 管する大臣							
1	工場等に係る 事 業 の 名 称					t-CO ₂		
	細 分 類 番 号							
	当 該 事 業 を 所 管 す る 大 臣							
2	工場等に係る 事 業 の 名 称					t-CO ₂		
	細 分 類 番 号							
	当 該 事 業 を 所 管 す る 大 臣							
3	工場等に係る 事 業 の 名 称					t-CO ₂		
	細 分 類 番 号							
	当 該 事 業 を 所 管 す る 大 臣							

備考 1 番号 1 から 3 までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が 4 分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、特定－第 12 表の 1 の備考 4（1）に掲げる量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

②	調整後温室効果ガス排出量	33,953 t-CO ₂
---	--------------	--------------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

特定－第 1 2 表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第 1 2 表 4 については、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等の算定に用いた係数を記入してください。

通常の契約で「残差」を選択しておらず調整後排出量の値が誤ってしまうケースが多く発生していますので注意してください。

<第 1 2 表 4 の 1>

他人から供給された（購入した）電気の使用に伴う排出係数について、購入した電気事業者すべてに係る基礎排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

<第 1 2 表 4 の 2>

他人から供給された（購入した）電気の使用に伴う排出係数について、購入した電気事業者すべてに係る調整後排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

基本的には「小売電気事業者」の係数を使用
「一般送配電事業者」は離島での供給等特殊なケースであり、一般には使用しない。

電気事業者のメニューの確認

- ・メニュー別契約をしている場合 → 該当契約しているメニュー別係数を選択（現在はまれなケース）
- ・メニュー別契約をしていない場合 → （残差）と書かれているものを選択（ほとんどのケース）

4 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh 0.000457	A社メニューB（残差）の基礎排出係数	A電力管内の工場等
0.000542	B社メニューB（残差）の基礎排出係数	〇〇工場等
0.000468	C社メニューC（残差）の基礎排出係数	〇〇県の〇箇所の工場等

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4 の 2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh 0.000452	A社メニューB（残差）の調整後排出係数	A電力管内の工場等
0.000527	B社メニューB（残差）の調整後排出係数	〇〇工場等
0.000455	C社メニューC（残差）の調整後排出係数	〇〇県の〇箇所の工場等

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

特定－第 1 2 表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

<第 1 2 表 5>

温対法による算定方法と異なる算定方法・係数の場合のみ、その内容について記載。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の 4 の 1 及び 4 の 2 に記載すること。

6 の 1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種 別	合 計 量
1. 国内クレジット	10,000 t-CO ₂
2. オフセット・クレジット（J-V E R）	100 t-CO ₂
3. J-クレジット	50 t-CO ₂
4. JCMクレジット	15 t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定－第 12 表の 6 の 2 に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定－第 12 表の 6 の 3 に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定－第 12 表の 6 の 4 に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

<1 2 表 6 の 1 ～ 4>

環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び**非化石電源二酸化炭素削減相当量**の量がある場合、6 の 1 ～ 4 に、削減量に係る情報を記載。

新規追加項目

6 の 2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
クレジット特定番号等		
JP-000-000-000-000-001 ～ JP-000-000-000-000-100	〇〇年〇〇月〇〇日	100 t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合 計 量		100 t-CO ₂

備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号と、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

無効化量は正の値、移転量は負の値で記載してください。

特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付してください。

6 の 3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日	無効化量
識別番号		
JCM-MN-JP-101-600-99901 -0000-0000	〇〇年〇〇月〇〇日	70t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付してください。

特定－第 1 2 表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第 1 2 表 6 の 4 については、非化石電源二酸化炭素削減相当量について、算定に用いた非化石証書の種別ごとに、非化石証書の量、全国平均係数、補正率、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記入してください。

6 の 4 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
FIT 証書	100,000 kWh	0.000445 t-CO ₂ /kWh	1.04	150 t-CO ₂

新規追加の表

- 備考
- 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 - 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 - 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
 - 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付してください。

（6月の口座凍結後に、日本卸電力取引所から発行される非化石証書の口座残高証明書が利用可能です。仲介事業者より証書を購入した事業者については、日本卸電力取引所の口座残高証明書の代わりに、購入した仲介事業者が発行する、報告年度対象分の購入証書量の証明書が使用可能です。）

全国平均係数及び補正率は、電気事業者別排出係数と一緒に公表されます。

特定－第 1 2 表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第 1 2 表 7 については、温対法に係る『権利利益の保護に係る請求の有無』及び『その他の関連情報の提供の有無』について報告してください（有無の選択は必須です。）

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

① 権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	② その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
---	--------------	--	--------------

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること

①『権利利益の保護に係る請求の有無』

- ・ 権利利益の保護請求を行わない場合は、「2. 無」に○印を付けます。
- ・ 権利利益の保護請求を行う場合は、「1. 有」に○印を付けます。

※「1.有」に○印を付けた場合は、温対法の様式第1の2（権利利益の保護に係る請求書）にも記入し、定期報告書と併せて提出します。

https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/houkoku_form1-2_R03.doc

②『その他の関連情報の提供の有無』

- ・ 排出量の関連情報の提供を行わない場合は「2. 無」に○印を付けます。
- ・ 行う場合は、「1. 有」に○印を付けます。

※「1. 有」に○印を付けた場合は、温対法の様式第2にも記入し、定期報告書と併せて提出します。

https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/houkoku_form2_R05.pdf

1. 定期報告書・中長期計画書の作成・提出

2. 定期報告書作成のポイント

- ・ 特定表作成のポイント
- ・ 指定表作成のポイント

3. 中長期計画書作成のポイント

指定－第1表 エネルギー管理指定工場等の名称等

- 『エネルギー管理指定工場等』の指定を受けている工場等、および特定第11表に記載のある工場等については、指定－第1表～第10表を添付してください。指定－第1表では、指定工場・事業場の名称、指定工場番号などを記入します。

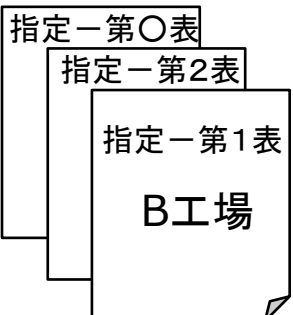
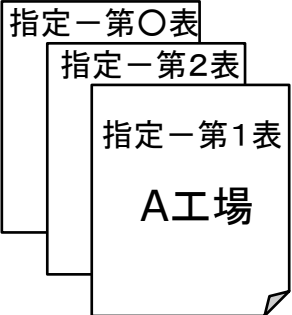
- 指定工場番等号(7桁: **特定事業者番号とは異なる**)、工場等の名称、所在地、エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先等を記入。工場等の名称には、〇〇工場、△△事業場等を記入し、本社に併設している等で特に工場名を用いてない場合は企業名を記入(当該工場等の名称に変更があった場合は、当該表の「エネルギー管理指定工場等の名称」欄に変更前後の名称をそれぞれ記入するとともに、特定-第10表の「工場等の名称」欄にも同じく変更前後の名称をそれぞれ記入)
- 細分類番号は、日本標準産業分類における細分類番号を記載。主たる事業はその細分類番号名称を記載。
- 勤務先の代表番号ではなく、該当者に直接連絡がとれる連絡先を記入。
- 指定－第1表～指定－第10表は、指定工場単位に分割が可能な形にまとめる。
- 未指定の場合は指定工場番号・エネルギー管理者(員)の選任状況については 空欄。工場等の名称は、特定第11表に記載の工場等の名称と必ず合わせる。

エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定－第1表 エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	〇〇〇〇〇〇〇				
エネルギー管理指定工場等の名称	① 〇〇工場				
エネルギー管理指定工場等の所在地	〒〇〇〇—〇〇〇〇 愛知県〇〇市〇〇町〇〇 〇—〇				
主たる事業	② 製鋼・製鋼圧延業				
細分類番号	2	2	2	1	
エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先	③ 職名 〇〇課 課長 氏名 〇〇 〇〇 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 ***-***-*** 電話 (〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇) FAX (〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇) メールアドレス 〇〇〇@〇〇.co.jp				

エネルギー管理者等の選解任届が未提出のケースが発生していますので注意してください。



指定表作成で間違いやすいポイント

- Excel版の支援ツール（指定表）のシート「STEP 1（第 1 入力頁）」で間違える方が多い箇所です。

① 1 番で入力する番号は、**特定事業者番号**です

1 特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号

(7桁の特定事業者番号を入力して下さい)

--	--	--	--	--	--	--

※「指定工場等番号」ではございませんのでご注意ください。

② 2 番で**建物の用途**を選択します

2 報告建物の用途選択

当工場は

専ら事務所
工場等

(▼から選択して下さい 必須です)

- ・ **事業場** →プルダウンで上の「工場等であって専ら事務所」を選択
- ・ **工場** →プルダウンで下の「工場等」を選択

どちらかを選択したのに指定第8表1と2を両方記入している事業者があります。
指定第8表1と2は、必ず選択した方のみを記入してください。

はじめに

問い合わせ先

STEP0(マクロを有効に)

STEP 1 (第 1 入力頁)

STEP 2 (第 2 入力頁)

STEP 3 (印刷メニュー頁)

..

指定－第2表 エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

- エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量、販売した副生エネルギー量及び購入した未利用熱量を記入します。
- 記入方法は、特定－第2表と同様です。

指定－第2表 エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	2022 年度					
			使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
			数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
燃 料 及 び 熱	原油（コンデンセートを除く。）	kl						
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl						
	揮発油	kl						
	ナフサ	kl						
	灯油	kl	19	697				
	軽油	kl	1	38				
	A重油	kl	223	8,719				
	B・C重油	kl						
	石油アスファルト	t						
	石油コークス	t						
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t					
		石油系炭化水素ガス	千m³					
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t					
		その他可燃性天然ガス	千m³					
	石炭	原料炭	t					
		一般炭	t					
		無煙炭	t					
	石炭コークス	t						
	コールタール	t						
	コークス炉ガス	千m³						
	高炉ガス	千m³						
	転炉ガス	千m³						
	その他の燃料	都市ガス（13A）	千m³	4,535	200,238			
	産業用蒸気	GJ	451	460				
	産業用以外の蒸気	GJ						
	温水	GJ						
	冷水	GJ						
	小計	GJ		210,152				
電 気	電気事業者	昼間買電	千kWh	36,391	362,818			
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	(21,852)	(㊦217,864)			
		夜間買電	千kWh	486	4,510			
	その他	上記以外の買電	千kWh					
		自家発電	千kWh					
	小計	千kWh						
合 計GJ				577,480				
原油換算 kl				㊱14,899		㊱		㊱’
前年度原油換算 kl				15,004				
対前年度比（%）				99.3				

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「（ ）」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

※都市ガス13A熱量換算は〇〇GJ/千m³として計算

指定－第3表 エネルギーの使用の合理化に資する設備等の概要

- 指定-第3表については、エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況を記入します。

① 判断基準Ⅰの「新設に当たっての措置」に該当する設備またはⅡに記入されている設備、中長期計画作成指針等に記入されている設備、その他省エネに係る設備を記入（記入要領に設備例あり。）

② 年間稼働日数と1日の平均稼働時間を記入。

③ 原則として、各設備の年間のエネルギー消費量の総計が、当該工場の**総エネルギー使用量の8割を網羅**するように記入。

④ 新設や改造、撤去を行った場合には、設備の名称の後に括弧書きで「新設」、「改造」、「撤去」のいずれかを記入の上、「新設、改造又は撤去の状況」に記入。

指定－第3表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設 備 の 名 称	設 備 の 概 要	稼 働 状 況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備	高効率変圧器	500kVA×1台	365日／年 24時間／日	2000年11月 新設
			②	④
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備	変圧器	500kVA×3台 200kVA×4台	365日／年 24時間／日	
	機械加工設備	合計 870kW (70台)	250日／年 10時間／日	2000年1月撤去 (20台)
	電気乾燥炉	トンネル炉 (75kW×4台)	365日／年 24時間／日	
	メッキ・塗装設備	合計 280kW	250日／年 10時間／日	
	空気圧縮機	110kW×10台、 55kW×5台 37kW×15台	250日／年 10時間／日	
	貫流ボイラー	2t/h×3台	250日／年 10時間／日	

指定－第4表・第5表 エネルギー管理指定工場等の原単位

- 指定-第4表は、指定工場等のエネルギー消費原単位の分母となる値（エネルギー使用量と密接な関係をもつ値）を記入します（名称と単位の記入忘れに注意。）
- 指定-第5表は、指定工場等のエネルギーの使用に係る原単位、及び電気需要平準化評価原単位を記入します。

- ① エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（原単位の分母）の名称と単位（分母の種類）を記入。単位を数式とする場合は、式を構成する内容（例：延べ床面積×営業時間、売上×営業時間等）を記入。
- ② 原単位は原則有効数字4桁で記入。対前年度比は百分率（％）で計算し、小数点第2位を四捨五入して**小数点第1位まで**記入（新規指定の場合は対前年度比未記入可）。

①

指定－第4表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値		
	2022 年度	対前年度比（％）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（名称： 粗鋼量 ）（単位： トン ）	◎ 97,094	99.6

指定－第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位		
1 エネルギーの使用に係る原単位		
	2022 年度	対前年度比（％）
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量（原燃算kI）（指定-第2表㉔-㉕-㉖'）}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第4表◎）}}$	0.1534 ②	99.9

2 電気需要平準化評価原単位		
	2022 年度	対前年度比（％）
電気需要平準化評価原単位 = $\frac{\text{電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量（原燃算kI）}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第4表◎）}}$	② 0.1708	98.7

備考 電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量（原油換算 kI）は、以下の算定式により計算する。
下式中の記号は、指定-第2表中の記号を指す。また、評価係数は1.3とする。

電気需要平準化時間帯買電量
評価後のエネルギー使用量（原油換算 kI）

$$= \text{㉔} + \text{㉕} \times (\text{評価係数} - 1) \times 0.0258 - \text{㉖}'$$

指定－第 6 表 エネルギー管理指定工場等の原単位の推移

- エネルギー管理指定工場等について、過去 5 年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況を記入します。
- 記入の方法は、特定-第 4 表と同様です。

過去 4 年間の原単位の未記入や誤りが多く発生していますので注意してください

指定－第 6 表 過去 5 年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比 (%)		㉔	㉕	㉖	㉗	

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間平均 原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉔'	㉕'	㉖'	㉗'	

指定－第 7 表 指定工場等における原単位の改善

● 指定-第 7 表の記入方法は、特定-第 5 表と同様です。

指定－第 7 表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由
1 過去 5 年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

(イ) の理由
(ロ) の理由

備考 (イ) 及び (ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。

改善できなかった場合は、必ず記載してください。未記入のケースが多く発生しています。

2 過去 5 年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

(ハ) の理由
(ニ) の理由

備考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。

指定－第8表 指定工場等における判断基準の遵守状況

- 原則として、当該工場等の主たる事業の産業分類コードで該当する様式を選択して報告します。

日本標準産業分類における大分類のうち

G情報通信業

H運輸業・郵便業

I卸売業・小売業

J金融業・保険業

K不動産業、物品賃貸業

L学術研究・専門・技術サービス業

M宿泊業・飲食サービス業

N生活関連サービス業・娯楽業

O教育・学習支援業

P医療・福祉

Q複合サービス事業

Rサービス業（他に分類されないもの）

S公務（他に分類されるものを除く）

T分類不能の産業」

（日本標準産業分類（大分類）のA～Fにおける「主として管理業務を行う本社」及び「その他の管理、補助的に経済活動を行う事業所」に該当する場合を含む）

日本標準産業分類における大分類のうち

A農業・林業

B漁業

C鉱業・採石業・砂利採取業

D建設業

E製造業

F電気・ガス・熱供給・水道業

（ただし、日本標準産業分類のA～Fにおける「主として管理業務を行う本社」及び「その他の管理、補助的に経済活動を行う事業所」に該当する場合を除く）

専ら事務所

『1. 工場等であって専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）』欄に判断基準の遵守状況を記載

工場等

『2. 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）』欄に判断基準の遵守状況を記載

なお、上記原則では、「専ら事務所」に該当するものの、エネルギーの使用実態に鑑み、2.「工場等」の判断基準を遵守することが適当である場合（例：廃棄物処理業に該当する工場、製造ラインを有している研究所等）には、2.「工場等」の様式を使用することも可能。

指定－第8表 指定工場等における判断基準の遵守状況

● 指定工場等毎に判断基準に基づいた管理基準の設定及び実施状況のチェックを行います。

注

エネルギー管理指定工場等が

「専ら事務所」の場合 → 指定－第8表1 に記入

「工場」の場合 → 指定－第8表2 に記入

指定－第8表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1又は2のいずれかに記入すること。）

1 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）

対象項目 (設備)	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設措置の 状況置
(1) 空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設に当たっての措置
	管理基準の設定の状況	計測及び記録に関する管理基準の設定の状況	保守及び点検に関する管理基準の設定の状況	☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☒ 当該年度に設備を新設していない
	管理基準に定めている管理の状況	管理基準に定めている計測及び記録の実施状況	管理基準に定めている保守及び点検の実施状況	
	管理基準の設定状況 ☒ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	70 % ☐ 設定済 ☒ 一部設定済 (70 %) ☐ 未設定	☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☒ 未設定	
	管理基準の実施状況 ☒ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	☒ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☒ 実施していない	※管理基準が未設定の場合、管理状況・実施状況は「実施していない」を選択して下さい

(※例は、「1. 専ら事務所」の様式を使用)

※設定の状況が一部設定済であっても、それをすべて実施していれば、管理状況・実施状況は「実施している」に記入

指定－第8表 指定工場等における判断基準の遵守状況

- 指定工場等に該当の設備がない場合の対応は以下の通り。

定期報告書は、判断基準の確認を求めるため、様式には、全ての設備が掲載されています
対象の事業所に設置していない設備は、**項目全体を斜線で消して下さい**

A社のA事業所（製造業）

<前提>

- ・ A社のA事業所は「エネルギー管理指定工場等」の指定を受けている
- ・ 業種は「製造業」であるため、「2. 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）」における判断基準に基づいた管理標準を作成
- ・ エネルギー消費設備では、発電用設備、コージェネレーション設備は設置していない

(4) 熱の動力等への変換の合理化				
(4-1) 発電専用設備				
	発電専用設備の管理	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	
	☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(4-2) コージェネレーション設備				
	コージェネレーション設備の管理	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	
	☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設しない
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	

該当なし

EXCEL版ツールの場合

右側にある「該当なし」ボタンをクリックすると斜線が引かれます

(※例は、「2. 工場」の様式を使用)

指定－第8表 指定工場等における判断基準の遵守状況

- 今年度提出の定期報告書から指定-第8表に追加された項目や表は以下の通りです。

2. 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（抜粋）

(4-2) 発電専用設備	発電専用設備の管理	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たった措置
	管理標準の設定の状況 ○ 設定済 ○ 一部設定済 (%) ○ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ○ 設定済 ○ 一部設定済 (%) ○ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ○ 設定済 ○ 一部設定済 (%) ○ 未設定	○ 新設の際、判断基準とおり措置した ○ 新設の際、判断基準とおり措置していない ○ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	
	高効率化に向けた取組 熱利用 ○ 実施している ○ 実施していない バイオマス、水素・アンモニア ○ 実施している ○ 実施していない	副生物温焼 ○ 実施している ○ 実施していない		
(4-3) コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設・更新に当たった措置
	管理標準の設定の状況 ○ 設定済 ○ 一部設定済 (%) ○ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ○ 設定済 ○ 一部設定済 (%) ○ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ○ 設定済 ○ 一部設定済 (%) ○ 未設定	○ 新設・更新の際、判断基準とおり措置した ○ 新設・更新の際、判断基準とおり措置していない ○ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 ○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	
	高効率化に向けた取組 熱利用 ○ 実施している ○ 実施していない バイオマス、水素・アンモニア ○ 実施している ○ 実施していない	副生物温焼 ○ 実施している ○ 実施していない		

2-2 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称	
施設番号（設備の名称）	
型式	
出力（kW）	
設備の用途	
実績効率（%）	
設計効率（%）	
燃料種ごとの基本情報	
燃料種	
年間使用量（GJ）	
熱量構成比（%）	
設備に投入する排熱エネルギーの有無	
設備から得られた電気エネルギー量（千kWh）	
高効率化に向けた取組	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	
バイオマスの種類	
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	
設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）	
副生物・廃棄物の種類	
その他設備の高効率化に向けた取組	
調整力稼働による補正值（%）	

- 備考 1 本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
- 2 「施設番号」欄には、複数のボイラ、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
- 3 「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
- 4 「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
- 5 「調整力稼働による補正值」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第5 備考2に規定する補正值を加算する場合に、当該補正值及びその算定式を記入すること。

指定－第9表 その他実施した措置

- 指定-第9表の記入方法は、特定-第9表1及び2と同様です。

[illegible]

指定－第 1 0 表 指定工場等の二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

● 指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量等を報告します。

指定－第 1 0 表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	25,132 t-CO ₂
-----------------------	--------------------------

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考 1 (2) 掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第 1 0 表の 3 にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

備考 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、第 1 0 表の 1 の備考 1 (1) に掲げる量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh 0.000457	〇〇電力メニューB（残差）の基礎排出係数	電気事業者からの買電に適用

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

<第 1 0 表 1>
指定工場に係る二酸化炭素の基礎排出量を記載

<第 1 0 表 2>
電気事業用の発電所、熱供給事業用の熱供給施設を設置している事業者のみ記載。

<第 1 0 表 3>
購入している電気事業者に係る基礎排出係数を記載。

通常の契約で「残差」を選択しておらず調整後排出量の値が誤ってしまうケースが多く発生していますので注意してください。

指定－第10表 指定工場等の二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量等を報告します。

<第10表4>

温対法による算定方法と異なる算定方法・係数の場合のみ、その内容について記載。

<第10表5>

①『権利利益の保護に係る請求の有無』

- ・ 権利利益の保護請求を行わない場合は、「2. 無」に○印を付けます。
- ・ 権利利益の保護請求を行う場合は、「1. 有」に○印を付けます。

※「1.有」に○印を付けた場合は、温対法の様式第1の2（権利利益の保護に係る請求書）にも記入し、定期報告書と併せて提出します。

https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/houkoku_form1-2_R03.doc

②『その他の関連情報の提供の有無』

- ・ 排出量の関連情報の提供を行わない場合は「2. 無」に○印を付けます。
- ・ 行う場合は、「1. 有」に○印を付けます。

※「1. 有」に○印を付けた場合は、温対法の様式第2にも記入し、定期報告書と併せて提出します。

https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/houkoku_form2_R05.pdf

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第10表の3に記載すること。

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無	1. 有	2. 無
① 権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有	2. 無
② その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有	2. 無

備考1 本エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。

2 同法第32条第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

○印忘れに注意ください！

1. 定期報告書・中長期計画書の作成・提出

2. 定期報告書作成のポイント

- ・ 特定表作成のポイント
- ・ 指定表作成のポイント

3. 中長期計画書作成のポイント

中長期計画書

- 中長期計画書は、エネルギーの使用の合理化の目標（注1）達成のための、中長期（注2）的視点に立った計画を作成します。
- 中長期計画書については、2023年度提出分から改正省エネ法様式が適用されます。

（注1）判断基準Ⅱ

「エネルギーの消費原単位又は電気需要評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲で実現に努める」

（注2）概ね3～5年先

作成に当たっては、以下の省エネポータルサイトをご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/#aa03

中長期計画書の様式

中長期計画書作成用のエクセルを公開いたします。

なお、本エクセルは定期報告書作成支援ツールとは異なりXML出力には対応しておりません。電子提出の際には、PDF等により提出をお願い致します。

→ [中長期計画書作成用エクセル](#) 

→ [中長期計画書（様式第8）はこちら](#)

中長期計画書作成サポート

記入要領（2023年度版）

→ [省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書（特定事業者等） 記入要領](#) 

→ [（別冊1）目安設定5業種の非化石エネルギーへの転換に関する計画及び報告について](#) 

→ [（別冊2）ベンチマーク制度に関する報告について](#) 

※5月18日公開。中長期計画書の記入要領は（167ページ）以降になります。

中長期計画作成指針

中長期計画作成指針は、「専ら事務所」、「製造業」、「鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業」、「上水道業、下水道業及び廃棄物処理業」の4種類の業種に対し作成・制定されており、中長期計画の作成における具体的な検討対象として、各特定事業者等が投資をすべき設備等が掲げられています。

→ [専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針はこちら](#)

→ [製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針はこちら](#)

→ [鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針はこちら](#)

→ [上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針はこちら](#)

今年度からEEGSで中長期計画書の記載事項を直接入力（WEB入力）して提出できるようになりましたので、是非ご活用ください。

また、HPに掲載しているExcel版とWord版の様式でも提出は可能です。Excel版の方が自動計算・自動入力される項目がありお勧めです。

中長期計画書

- 表紙には今年度から法人名（英語表記）と銘柄コードの欄が新規で追加されています。

- ① 提出宛先は、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地（特定 1 表に記載の住所と同じ）を管轄する**経済産業局長**及び設置している全ての工場等に係る**事業を所管している省庁**（特定第3表及び特定12表の産業分類毎に確認）。当局の場合は中部経済産業局長宛。
（宛先が複数ある場合は宛先を連名で記入可能です
例：中部経済産業局長・中部△△△局長）
- ② 届出日（提出年月日）を記載。西暦が望ましい。
- ③ 住所（本社登記住所）・法人名・**法人名（英語表記）**・法人番号・**銘柄コード**・代表者の役職名・代表者氏名を記入。
※ 法人名は、正式名称を略さず記載
英語表記は任意
法人番号(**13桁**)は、国税庁ホームページより検索
<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
銘柄コードは上場企業が 4 桁で記入

※代表者の役職名は、公式なものを記載（押印は不要。）

※文字と文字の間のスペースの入れ方のお願い
名字と名前の間にはスペースを入れてください。
社名と株式会社との間はスペースを入れないでください。

様式第 8（第 35 条関係）

※受理年月日

※処理年月日

中 長 期 計 画 書

中部経済産業局長

殿

①

② 2000 年 〇 月 〇 日

住 所

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇

法人名

〇〇〇〇株式会社

法人名(英語表記)

〇〇〇〇

法人番号

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

銘柄コード

〇〇〇〇

代表者の役職名

代表取締役社長

代表者の氏名

中部 省太郎

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 27 条第 1 項及び第 2 項又は第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

中長期計画書 I 特定事業者等の名称等

- 計画書（非化石転換）の計画期間を記入してください。

計画期間を未記入のケースが発生しますので注意してください。

エネルギー管理統括者等の選解任届が未提出のケースが発生していますので注意してください。

- ① 特定事業者番号（当初、経済産業局から通知した番号（7桁））を記入。
 - ② 事業者の名称（表紙の法人名に同じ）を記載。
 - ③ 実際に本社として機能している事業所の所在地を記入。
 - ④ 細分類番号は、日本標準産業分類における細分類番号を記載。
主たる事業はその細分類番号名称を記載。
 - ⑤ 選任されているエネルギー管理統括者の職名・氏名を記入。
 - ⑥ 選任されているエネルギー管理企画推進者の職名・氏名・免状番号又は講習修了番号・勤務地・連絡先を記入。
- ※選任期限が到達しておらず、未選任の場合には、作成実務者名等を記入。氏名の後ろに「（作成実務者）」と追記。また、番号欄には「選任中」と記載。

- ⑦ 勤務先の代表番号ではなく、該当者に直接連絡がとれる電話番号を記入。
- ⑧ 中長期計画書の提出頻度の軽減の条件（事業者クラス分け評価制度において、2年度以上連続でS評価である場合）に該当し、かつ提出頻度の軽減を希望する場合にチェックしてください（☐を■とする）**（免除対象者も今年度改めてチェックが必要）**

- ⑨ 提出年度または提出年度の翌年度を始期として、3～5年間を目安に記入してください。なお、ベンチマーク制度対象業種の場合は、計画提出年度を始期としてください。また、3～5年間に限らず、5年間を超えて計画を記載することも可能です。ただし、5年度間以上の計画期間である中長期計画について提出免除を受けたとしても、5年に一度は必ず中長期計画を提出する必要があります。

I 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

① 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0	0	0	0	0	0	0
② 事業者の名称	〇〇〇〇株式会社						
③ 主たる事務所の所在地	〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇						
主たる事業	製鋼・製鋼圧延業						
④ 細分類番号	2	2	2	1			
⑤ エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 常務取締役 氏名 〇〇 〇〇						
⑥ エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 〇〇部〇〇課 氏名 〇〇 〇〇 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 * - * * * * - * * * * * 勤務地 〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇 電話 (〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇) FAX (〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇) メールアドレス * * * * @ * * * * . c o . j p						
	⑦						
	⑧ 中長期計画書の提出頻度の軽減の希望 中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を ■ 希望する						
	⑨ 計画書(合理化)の計画期間 (2023)年度 ~ (2027)年度						
⑩ 計画書(非化石転換)の計画期間	(2023)年度 ~ (2027)年度						⑪ ☐ 計画内容に変更なし

⑩ 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書の計画期間を、提出年度又は提出年度の翌年度を始期として記入してください。（IV 2. との整合性に注意してください。）

⑪ 直近年度に提出した非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書の内容に変更がない場合は「計画内容に変更なし」欄にチェックしてください（☐を■とする）**※2023年度提出分ではチェックを入れない項目です。IV表についても必ず記入いただきますようお願いいたします**

中長期計画書 I 特定事業者等の名称等

- 省エネ取組の優良事業者について、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書（様式第8のⅢ）の提出頻度が軽減されます(直近過去 2 年度以上連続 S 評価の事業者で希望者のみ)。
- また非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書（様式第8のⅣ）については、直近に提出した物から計画の内容に変更がない限りは、5 年を上限として提出が免除されます。

合理化計画の免除の対象ではないのに免除の希望を出したり、免除の希望を出していないのに中長期計画書を未提出だったりする事業者がみえます。ご注意ください。

● エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画（様式第8のⅢ）

- (1) 様式第8のⅠの「中長期計画書の提出免除の希望」欄 ☐希望する をチェック（☐を■とする）
- (2) 様式第8のⅠの「本計画の計画期間」欄に本計画の計画期間を記載
- (3) S 評価を継続している限りにおいて、上限 5 年度間において中長期計画の提出を免除

（ケース 1）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
定期報告書の評価	S	S	S	S	S	S
計画書（合理化）	免除	提出 (免除申請)	免除	免除	提出 (免除申請)	免除
計画書（非化石転換）	—	提出	計画内容に変更がない限り提出不要 (5 年が上限)			提出

計画期間が 4 年の場合

提出後 5 年間計画内容に変更がない場合

2023年度は
全事業者提出必須

● 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画（様式第8のⅣ）

- (1) 様式第8のⅠの「計画内容に変更なし」欄にチェック（☐を■とする）
- (2) 様式第8のⅣは空欄として提出する（ただしエネルギーの使用の合理化に関する中長期計画についても免除されている年度においては、様式第8の提出も不要。

（ケース 2）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
定期報告書の評価	S	S	S	A	S	S	S
計画書（合理化）	免除	提出 (免除申請)	免除	提出	提出	提出 (免除申請)	免除
計画書（非化石転換）	—	提出	計画内容に変更がない限り提出不要 (5 年が上限)			提出	

2023年度は
全事業者提出必須

中長期計画書 Ⅱ エネルギー使用量

- 今年度の定期報告（昨年度の実績）におけるエネルギーの使用量を、改正省エネ法に基づき、新たな換算係数を用いて非化石エネルギーも含めて計算し、記入してください。

前年度の定期報告書におけるエネルギー使用量を誤って記入するケースが発生していますので注意してください

Ⅱ エネルギー使用量

1. エネルギー使用量

エネルギー使用量 (原油換算kl)	① 1,000,000	kl
----------------------	-------------	----

①昨年度の事業者全体で使用したエネルギーの使用量を原油換算値で記入してください。

本項目は、これまでの定期報告では対象外であった非化石エネルギー等の使用量や異なる換算係数によるエネルギーの使用量の報告を求めることから、正確な使用量を把握できていない場合が想定されます。そうした事業者については、把握できている範囲でのエネルギーの使用量（例えば、今年度の定期報告（昨年度の実績）におけるエネルギーの使用量（定期報告書 特定-第2表）の合計の数値（⑤－1）等）の報告を行うこととし、また、その旨を「Ⅲ 4. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報」に記載してください。

Ⅲ 4. 記載例

「Ⅱ 1. については、正確な使用量を把握できていないため、今年度の定期報告書特定第2表の合計の数値を報告します。」

なお、そうした事業者については、来年度改めて、正確なエネルギー使用量を記載した中長期計画書を提出してください。

（－2023 年度版－省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書(特定事業者等)記入要領 P171参照）

中長期計画書 Ⅲ エネルギーの使用の合理化に関する計画

- 1. 及び 2. にはベンチマーク指標の状況、見込み等を記入してください。

①区分

・判断基準の別表第 5 に規定する区分のいずれかを記入してください。
・電力供給業は、ベンチマーク指標のうち A 指標と B 指標を別の行に記載してください。

②対象となる事業の名称（セクター）

・当該のセクターごとに実施している事業の名称を記入してください。
・事業の名称は別表第 5 に示される事業の名称を記入してください。
・複数の事業を行う事業者は該当する事業の名称を全て記入してください。

③ベンチマーク指標の状況（単位）

・報告対象年度（2022年度）の事業において、別表第 5 に示すベンチマーク指標の算定方法に従って算定した指標の数値と単位を記入してください。
・提出年度においてベンチマーク指標が改定された業種は、改定前の指標の状況を記入してください（改定後でも可。）
・ベンチマーク指標が複数指定されている場合は、指定されている指標の数値と単位を全て記入してください。

④対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）

・当該のセクターごとにエネルギー使用量を原油換算 kl の単位で記入してください。
・電力供給業は、A 指標の行にまとめて記入してください。

⑤ベンチマーク指標の見込み（単位）

・本計画書の計画期間中の各提出年度と、ベンチマーク指標の見込みを、左側から年度順に記入してください。一番左側の欄は、本中長期計画書の提出年度の見込みの数値となります。
・計画期間が 5 年未満の場合、空欄には（－）を記入してください。
・目標年度の欄には、2030 年度を記入し、目標年度におけるベンチマーク指標の見込みを記入してください。目標年度におけるベンチマーク指標の見込みが未定の場合は、（－）を記入してください。
・提出年度からベンチマーク指標又は目指すべき水準が改定されている業種は、改定後の指標又は目指すべき水準を用いて、中長期計画を策定してください。提出年度からエネルギー管理の一環として新指標による計画策定が必要となります。

※ベンチマーク対象業種ごとの目指すべき水準等の詳細は、記入要領別冊 2「ベンチマーク制度に関する報告について」をご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/bessatus23_2.pdf

Ⅲ エネルギーの使用の合理化に関する計画

1. ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

① 区分	② 対象となる事業の名称（セクター）	③ ベンチマーク指標の状況（単位）	④ 対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl）
3	セメント製造業	4,000 MJ/t	800,000 kl

2. ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み（単位）						目標年度
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2030 年度
3	3,920 MJ/t	3,840 MJ/t	3,820 MJ/t	3,790 MJ/t	3,750 MJ/t	3,739 MJ/t	3,739 MJ/t

特定第 6 表の記載との不整合が発生していますので注意してください。

中長期計画書 Ⅲ エネルギーの使用の合理化に関する計画

● 3. にはエネルギー使用合理化の計画内容及び期待効果を記入してください。

⑥エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関して計画した省エネルギー活動等の措置について、可能な範囲で記入してください。

⑦計画する措置が、中長期計画作成指針に記載がある場合、該当する項番を記載してください。記載がない場合は、「－」を記入してください。

⑧対象となる工場等の名称を記入してください。

⑨計画する措置（設備等）の新設・改造の着手年月を上段に、新設・改造の完了年月を下段に記入してください（○年○月単位）。合計および原単位削減効果の欄には、計画する措置の効果が全て発現する年度を記入してください。

⑩計画する措置による省エネ効果を記入してください。

⑪計画する措置が、ベンチマーク指標の状況の改善に資する場合に、「区分」を記入してください。該当しない場合は「－」を記入してください。

⑫前年度の中長期計画書における計画内容に記載していない項目に、○を記入してください。

⑬計画する措置による省エネ効果の合計を記入してください。

⑭合計のうち、ベンチマーク指標の対象となるものの合計を記入してください。計画内容が複数の業種に共通的な改善に資する場合は、期待効果を案分して合計してください。複数の業種がある場合には、行を追加してそれぞれ記載してください。

⑮計画する措置による原単位削減効果の合計を記入してください。

（⑬合計の期待効果÷Ⅱ 1. エネルギー使用量×100）

3. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

⑥ 内容	⑦ 中長期計画作成指針	⑧ 該当する工場等	⑨ 着手時期 完了時期	⑩ エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算kl/年)	⑪ ベンチ マーク 対象	⑫ 新規 追加
プレヒータ 断熱強化	製造業 2(3)	A工場 B工場	22年4月 25年5月	12,000 kl	3	
リーク低減	－	A工場 B工場	23年6月 26年5月	9,000 kl	3	
ファン インバーター化	製造業 1(6)	A工場	22年9月 28年1月	1,000 kl	－	
廃プラ処理設備 能力増強	製造業 2(3)	B工場	23年4月 25年5月	800 kl	3	○
「内容」、「中長期計画作成指針」、「合計の年度」、「合理化期待効果」、「新規追加」等の未記入が発生していますので注意してください。				kl		
				kl		
合計			27 年度	22,800 kl		
うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果			27 年度	21,800 kl		
原単位削減期待効果			27 年度	2.3 %		
うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果			27 年度	2.7 %		

⑯原単位削減期待効果の合計のうち、ベンチマーク指標の対象となるものの合計を記入してください。
（⑭うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果÷④対象事業のエネルギー使用量×100）

⑰ベンチマーク対象業種が複数業種ある場合は、「うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果」の欄横に区分の番号を記入し、区分ごとに行の追加を行ってください。ベンチマーク対象業種が一業種である場合は、「うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果」の欄横に記載は不要です。

中長期計画書 Ⅲ エネルギーの使用の合理化に関する計画

- 中長期計画作成指針は、特定事業者等が工場等判断基準に定められた目標の達成に向けた中長期的な計画の策定を行えるよう定めています（専ら事務所／製造業／鉱業・電気供給業・ガス供給業及び熱供給業／上水道業・下水道業及び廃棄物処理業）。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/index.html

中長期計画作成指針（専ら事務所）

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 空調和設備 | (7) ビルエネルギー管理システム（BEMS） |
| (2) 換気設備 | (8) コージェネレーション設備 |
| (3) ボイラー設備 | (9) 電気使用設備 |
| (4) 給湯設備 | (10) 未利用エネルギー・再生可能エネルギー等の活用 |
| (5) 照明設備 | (11) 事務所等関連高度省エネルギー増進設備等 |
| (6) 昇降機 | |

➡ 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによるエネルギーの使用の合理化に関する中長期的な計画の作成のための指針 

中長期計画作成指針（製造業）

1 製造業一般

- | | |
|------------------|----------------------------|
| (1) 燃焼設備 | (6) 空調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等 |
| (2) 熱利用設備 | (7) 照明設備 |
| (3) 廃熱回収設備 | (8) 工場エネルギー管理システム（FEMS） |
| (4) コージェネレーション設備 | (9) 未利用エネルギー・再生可能エネルギー等の活用 |
| (5) 電気使用設備 | (10) 情報技術の活用 |

2 特定業種

- | | |
|------------------|--|
| (1) パルプ製造業及び紙製造業 | (4-1) 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、表面処理鋼材製造業及び鋳鉄管製造業 |
| (2) 石油化学系基礎製品製造業 | (4-2) 鋁鉄鋳物製造業、可鍛鋳鉄製造業 |
| (2-1) ナフサ分解プラント | (4-3) 鋳鋼製造業 |
| (2-2) その他のプラント | (4-4) 鍛工品製造業 |
| (3) セメント製造業 | (4-5) 鍛鋼製造業 |
| (4) 鉄鋼業 | |

中長期計画書 Ⅲ エネルギーの使用の合理化に関する計画

- 4. にはエネルギー使用合理化に関する参考情報、5. には削除した計画を記入してください。

①その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報

・エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関し実施した省エネルギー活動、体制整備等の措置について記入して下さい。

・ベンチマーク制度対象業種の場合は、目標達成に向けた計画を立てるに当たっての補足的な説明（Ⅱの3に記載した内容により、ベンチマーク目標を達成することができる点の説明）や、生産量や稼働率が一定である等の合理的な前提条件があれば記入してください。

・洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業の目標年度における再生可能エネルギーの使用率を記入してください。また、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式（※）を記入してください。

※ $-23,664 \times (\text{再生可能エネルギー使用率}) + 23,664 \text{ (MJ/t)}$

②削除した計画

・前年度の中長期計画書（または昨年度以前に提出した直近の中長期計画書）に記載した項目のうち、今年度の中長期計画書の内容からは削除した項目を記入してください。

③該当する工場等

・削除した計画が該当する工場等を記入してください。

④理由

・削除した理由を記載してください。

4. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報

①

5. 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由
② ボイラー設備の更新	③ ○○工場	④ 実施済み

「前年度計画書との比較」の未記入が発生していますので注意してください。

中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 1 - 1 には全ての事業者が非化石電気の使用状況における目標を記入してください。

IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画
1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標
1 - 1 非化石電気の使用状況

① 指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算kL)	目標	
		2030	年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	② 100,000	③ 40.0	%

① IV 1 - 1 表では、事業者全体で使用する電気の非化石比率について、目標を設定します。事業者全体で使用した電気には、電気事業者から購入した電気や、燃料を投じて発電した自家発電電気の使用量（※）も含まれます。また、本表において電気の使用量をエネルギー換算する際には、いずれの電気の種類についても、使用量(千kWh)に対して一次換算係数 8.64(GJ/千kWh)を乗じて算出してください。

※燃料を投じて発電した自家発電電気の使用量は通常、投入燃料でエネルギーカウントするため、発電量は熱量換算しませんが、非化石電気の使用状況の算出においてはこれも熱量換算して計算をしてください。

② IV 1 - 1 表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」には、事業者全体で使用した前年度の電気の使用量を原油換算値で記入してください。その際、①のとおり、一次換算係数はいずれの電気の種類についても 8.64(GJ/千 kWh)を使用してください。また、重み付け係数の対象となる電気（非燃料由来の自家発自家消費型非化石電気又はそれに準ずる非化石電気）については、重み付け係数1.2をかけた値で計算してください。

（参考）エネルギー使用量(原油換算 kL) = 電気使用量(千kWh) × 8.64(GJ/千 kWh) × 0.0258(kL/GJ)

（ただし、重み付け非化石は1.2倍）

なお、本項目は、これまでの定期報告では対象外であった電気の使用量（燃料や自然エネルギーによる自家発電量など）の報告を求めることから、正確な使用量を把握できていない場合が想定されます。そうした事業者については、把握できている範囲での電気の使用量の報告を行うこととし、また、その旨を「IV 3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報」に記載してください。

③ IV 1 - 1 表の「目標」欄では、事業者全体で使用する電気の非化石比率に関する 2030 年度の目標値を記入してください。目標値の設定に当たっては、事業者で検討した非化石エネルギーへの転換の措置に関する計画や、第 6 次エネルギー基本計画で掲げられた 2030 年度における非化石電源比率の値（59%）等を参考に、系統電気の非化石証書の使用状況を加味した足元の非化石電気の使用量を踏まえて、目標値を設定してください。また、重み付け係数の対象となる電気（非燃料由来の自家発自家消費型非化石電気又はそれに準ずる非化石電気）については、重み付け係数1.2をかけた値で計算してください。

中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 現在、電力会社から購入されている電気にも非化石エネルギーが含まれている可能性があります。ご確認ください、非化石電気の使用状況の目標設定の参考にしてください。

(参考) 旧一般電気事業者の一般的な電力メニューにおける非化石比率 (2023年7月時点)

非化石比率 = $\{A + (1 - A) \times 0.13\} \times 100(\%)$ (FIT証書売れ残り分13%を加味した場合)

小売電気事業者	非化石比率	非化石証書の使用状況 ($A \times 100$)	HP
北海道電力	28.66%	18%	https://www.hepco.co.jp/corporate/company/electric_power.html
東北電力	32.14%	22%	https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/attempt/energy/
東京電力	17.35%	5%	https://www.tepco.co.jp/ep/power_supply/2021.html
北陸電力	29.53%	19%	https://www.rikuden.co.jp/ryokinshikumi/dengen.html
中部電力	33.01%	23%	https://miraiz.chuden.co.jp/company/supply/configuration/
関西電力	44.41%	36.1%	https://kepc.co.jp/ryokin/power_supply/
中国電力	21.70%	10%	https://www.energia.co.jp/elec/free/co2/index.html
四国電力	28.66%	18%	https://www.yonden.co.jp/customer/composition_and_co2/index.html
九州電力	39.10%	30%	https://www.kyuden.co.jp/rate_adj_power_composition_co2.html
沖縄電力	13.87%	1%	https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/corporate/profile/s_and_d.pdf

- ・再エネ100%メニューのような非化石由来の電気料金メニューにつきましては、上記の値に係わらず非化石比率は100%となります。
- ・上記以外の小売電気事業者の非化石証書の使用状況については、各社のHPをご確認いただくか、各社に直接お問い合わせいただきご確認をお願いします。それでも非化石証書の使用状況が不明な場合は、非化石証書の使用状況を0% (非化石比率13.00%) と見なしてご検討ください。

中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 電力会社から購入されている電気の非化石比率と、非化石エネルギーへの転換に関する計画を踏まえた2030年度における非化石電気の使用状況の目標設定については、以下の例を参考に計算してください。

(例) 中部電力ミライズ（株）から年間200,000kWh、北陸電力（株）から年間100,000kWhの電気を購入していた事業者が、中部電力ミライズ（株）から電気を購入している工場に、年間50,000kWh発電する太陽光発電設備を設置して自家消費する計画を立てた場合

1. 年間の電気使用量 (a)

中部電力ミライズ（株）	200,000kWh-50,000kWh=	150,000kWh
北陸電力（株）		100,000kWh
太陽光発電設備	50,000kWh×1.2（重み付け係数※）	=60,000kWh
合計		<u>310,000kWh</u>

※自家発太陽光や重み付けの条件を満たしたオフサイト型 PPA 等、「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーの使用状況を算出する際、その使用量に 1.2 を乗じて計算を行ってください。

2. 年間の電気使用量における非化石電気の量 (b)

中部電力ミライズ（株）	150,000kWh× 33.01%	= 49,515kWh
北陸電力（株）	100,000kWh× 29.53%	= 29,530kWh
太陽光発電設備	50,000kWh×100.0%×1.2（重み付け係数）	= 60,000kWh
合計		<u>139,045kWh</u>

3. 非化石電気の使用状況の目標値 (c)

$$c=b\div a=139,045\text{kWh}\div 310,000\text{kWh}\times 100\div 44.9\%$$

中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 1 - 2 には定量目標を国が定めた 5 業種の事業者が目標を記入してください。

④ IV 1 - 2 表は、工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（令和 5 年 3 月 31 日経済産業省告示第 28 号）の別表第 1 に掲げる目安の設定がある 5 業種 8 分野に該当する事業者のみ記入してください。記入に当たっては、記入要領別冊 1 をご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/bessatsu23_1.pdf

⑤ IV 1 - 2 表の「区分」「対象となる事業」「指標」「定量目標の目安」欄には、下表を参考に該当する事業について記入してください。

⑥ IV 1 - 2 表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」欄には、各指標のバウンダリーにおいて対象となるエネルギーの使用量を原油換算値で記入してください。

⑦ IV 1 - 2 表の「目標」欄には、2030 年度における各指標に関する目標値を記入してください。

④ 1 - 2 定量目標の目安に関する指標の状況			⑥	⑦			
区分	対象となる事業	指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	定量目標の目安		目標	
				2030年度		2030年度	
⑤ 2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800,000	28	%	30	%

【定量目標の目安】

区分	対象となる事業	指標	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業	2013 年度比石炭の使用量に係る原単位削減割合	2 % 以上
1 B	電炉による製鉄業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	59 % 以上
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	28 % 以上
3 A	洋紙製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合	① 30 % 以上
		②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	② 59 % 以上
3 B	板紙製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合	① 30 % 以上
		②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	② 59 % 以上
4 A	石油化学系基礎製品製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合	① 30 % 以上
		②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	② 59 % 以上
4 B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合	① 30 % 以上
		②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	② 59 % 以上
5	自動車製造業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	59 % 以上

中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 1 - 3 には任意でその他の指標を定め、目標を記入してください。

⑧

1 - 3 その他の指標の状況

⑨ 指標	⑩ 指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	⑪ 目標	
		2030	年度
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率	1,000,000	20	%

⑧ IV 1 - 3 表では、IV 1 - 1、1 - 2 以外に、任意に設定した指標に関して、目標値を設定します。
※本表の記入は任意です。

⑨ IV 1 - 3 表の「指標」欄には、事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効と考えられる指標を記入してください。

※任意指標の例

- ・事業者全体のエネルギー使用に占める非化石エネルギー割合
- ・外部調達電気における非化石エネルギー割合
- ・〇〇製造工程における非化石エネルギー使用割合
- ・給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石エネルギー割合

⑩ IV 1 - 3 表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」欄には、⑨で設定した指標のバウンダリーにおいて対象となるエネルギーの使用量を原油換算値で記入してください。

⑪ IV 1 - 3 表の「目標」欄では、目標年度における目標値を記入してください。なお、目標年度は 2030 年度以外の年度に設定することも可能です。

中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 2. には1－1、1－2、1－3表に記載した目標の達成に向けた計画を記入してください。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容	該当する工場等	着手時期 完了時期	非化石エネルギー 転換期待効果	目安設定 業種	新規 追加
焼成工程における 廃棄物等の利用拡大	A工場 B工場	22年4月 25年5月	100,000	2	○
非化石比率の高い電力メニュー への転換	A工場 B工場	23年6月 26年5月	4,500	-	○
自家発電に投入するバイオマス 燃料の割合増加	A工場	22年9月 28年1月	2,000	-	○
①	②	③	④	⑤	⑥

①内容
・非化石エネルギーへの転換に関して計画した設備投資等の措置について、可能な範囲で記入してください。

②該当する工場等
・計画する措置の対象となる工場等の名称を記入してください。

③着手時期、完了時期
・計画する措置（設備等）の新設・改造の着手年月を上段に、新設・改造の完了年月を下段に記入してください（○年○月単位）。
・非化石エネルギー転換期待効果の欄にて記入する措置の効果が全て発現する年度を記入してください。

④非化石エネルギー転換期待効果
・計画する措置による非化石エネルギー転換期待効果を、増加する非化石エネルギー量（kl）等により記載する。
・また上記の他、石炭の使用量削減原単位の向上期待効果（％）を記載することも可能です。

⑤目安設定業種
・計画する措置が、目安設定業種における措置である場合、「区分」を記入してください。該当しない場合は「－」を記入してください。
・複数の業種に共通的な改善に資する場合は、対象となる「区分」を全て記載してください。

⑥新規追加
・前年度の中長期計画書における計画内容に記載していない項目に、○を記入してください。（今年度は全て○）

中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 3. には非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報、4. には削除した計画を記入してください。

⑦その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報
・IV 1. 1-1及び1-2の非化石電気的目標値について、現在計画を策定中であることから、小売電気事業者の非化石比率に基づく目標値より大きな目標を設定できず、IV 2. にも計画内容を記入できない事業者については、以下の例文を参考に理由等を記載するとともに、来年度提出する中長期計画書において目標値を報告してください。（例：1-1（1-2）について、現在非化石エネルギーへの転換に関する計画を策定中であることから目標の値として現在の小売電気事業者の非化石比率の値を記載している。今後計画を策定し、来年度の中長期計画書の提出の際に目標の値を報告する。）
・IV 1. 1-1及び1-2の非化石電気的目標値について、経済的制約等により目標値を出せないことから、小売電気事業者の非化石比率に基づく目標値より大きな目標を設定できずIV 2. にも計画内容を記入できない事業者については、以下の例文を参考に理由を記載してください。（例：経済的制約により自家発自家消費の太陽光発電設備等の導入、非化石比率の高い電気料金メニューへの転換、証書等の購入等を行うことができないため。）
・非化石エネルギーへの転換に関して実施した設備投資等のうち、④の期待効果に表れない定性的な取組等について記入して下さい。目安の設定がある5業種8分野に該当する事業者については【定性目標の目安となる水準】も参考としてください。

⑧削除した計画
・前年度の中長期計画書に記載した項目のうち、今年度の中長期計画書の内容からは削除した項目を記入してください。

⑨該当する工場等
・削除した計画が該当する工場等を記入してください。

⑩理由
・削除した理由を記載してください。

3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進める。
また、製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026年10月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

⑦

4. 前年度計画書との比較

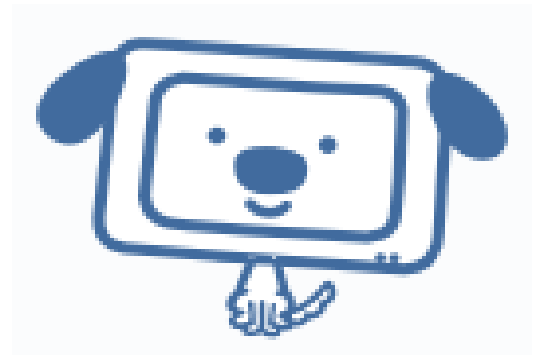
削除した計画	該当する工場等	理由
⑧	⑨	⑩

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 文字は、かじ書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 計画書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
 - Iの「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - Ⅲの1・2及びⅣの1・2の「区分」欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第5又は非化石エネルギーへの転換に関する法第5条第2項に規定する判断の基準（以下「非化石エネルギーへの転換に関する判断基準」という。）の別表第1に規定する区分をそれぞれ記入すること。
 - Ⅲの3の「中長期計画作成指針」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画作成指針に記載されている計画の番号のうち、該当するものを記載すること。
 - Ⅲの3及びⅣの2の「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場等が該当する場合は全工場等と記入すること。
 - Ⅲの3の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
 - Ⅳの2の「非化石エネルギー転換期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における非化石エネルギーへの転換に関する効果を記入すること。
 - Ⅲの4及びⅣの3には、Ⅲの3及びⅣの2で定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に向けた計画等について記入すること。この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR報告書等の関係資料を添付すること。
また、Ⅲの4において洋紙製造業（4A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
 - Ⅲの5及びⅣの4には、Ⅲ及びⅣについて前年度と比較して記入すること。

ご清聴ありがとうございました



中部経済産業局マスコット ちゅぼっとくん。



省エネマスコット:てれビーグル